

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

仙台市人事委員会



H31 人委審第 906 号

令和元年 10 月 23 日

仙台市議会議長 鈴木 勇治 様

仙 台 市 長 郡 和子 様

仙台市人事委員会

委員長 小野 真一

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	頁
別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
1 はじめに	1
2 職員の給与	2
3 民間給与の調査	4
4 職員給与と民間給与の比較	7
5 国家公務員給与との比較	11
6 物価及び生計費	11
7 人事院の報告及び勧告	12
8 給与の改定等	15
9 人事管理、その他勤務条件	18
別紙第2 職員の給与に関する勧告	30

別紙第 1

職員の給与等に関する報告

1 はじめに

職員の給与は、人事委員会の給与勧告を基にして、市長の条例提案、議会の審議を経て決定されるものである。

給与勧告の制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間と異なり労使交渉による給与決定ができないことの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

給与勧告に際しては、本委員会は、地方公務員法に定める均衡の原則を踏まえ、職員の給与水準を民間事業従事者の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本としてきた。民間準拠による給与決定方式は、市民及び職員の理解のもとに長年実施されてきており、有為な人材の確保や労使関係の安定など能率的な行政運営の基盤として機能してきたところである。

本委員会は、昨年10月、地方公務員法の規定に基づき職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定の基礎となる諸条件並びに人事管理、給与制度その他勤務条件について調査研究を行い、それに基づき職員の給与等について検討を重ねてきた。その結果は、概ね次のとおりである。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在において在職する本市の職員のうち、技能職員と企業職員を除いた「職員の給与に関する条例」に定める各給料表の適用を受ける職員について「職員給与実態調査」を実施した。

本年の調査対象となったのは、再任用職員を除くと11,063人であり、このうち、民間給与との比較の対象となる行政職給料表の適用を受ける職員数は5,159人である。

これらの職員の本年4月における平均給与月額等は、第1表に示すとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

給与種目	平成31年4月	平成30年4月	平成29年4月
	円	円	円
給料	340,759	344,334	346,579
扶養手当	7,735	7,819	7,743
給料の特別調整額	7,268	7,272	7,161
地域手当	21,463	21,681	21,792
住居手当	7,224	7,062	6,875
その他	2,861	2,906	2,930
計	387,310	391,074	393,080

(注) 1 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額並びに給与制度の見直しにおける平成28年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当である。

3 再任用職員は含まれていない（以下その3まで同じ。）。

その2 行政職給料表適用職員

給与種目	平成31年4月	平成30年4月	平成29年4月
	円	円	円
給料	324,316	325,452	326,903
扶養手当	7,194	7,195	7,160
給料の特別調整額	9,905	9,725	9,636
地域手当	20,560	20,616	20,702
住居手当	7,891	7,902	7,661
その他	146	131	140
計	370,012	371,021	372,202

(注) 1 「給料」には、給与制度の見直しにおける平成28年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当及び初任給調整手当である。

その3 行政職給料表適用職員数、平均年齢及び平均経験年数

	職員数	平均年齢	平均経験年数
平成31年4月	5,159 人	41.6 歳	19.8 年
平成30年4月	5,083 人	41.7 歳	19.9 年

3 民間給与の調査

本委員会は、職員と民間事業従事者の給与の比較を行うため、人事院、宮城県人事委員会等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の606事業所から層化無作為抽出法により抽出した167事業所を対象として、公務と類似すると認められる職務に従事する者等7,475人について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を調査した。また、給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、職種別民間給与実態調査については、職員の給与を民間準拠とすることについて幅広く市民の理解を得るとともに、産業構造や組織形態等の変化も踏まえた妥当な内容とすることを目的として、適宜見直しを実施してきている。具体的には、平成18年に、調査対象とする企業の規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げている。これは、調査自体の精確性・信頼性を確保しつつ、民間給与をできるだけ広く把握しその実態を職員の給与水準に反映させるため、重要な給与決定要素である役職段階の企業規模100人未満の民間企業における状況や、同年の職種別民間給与実態調査において試行した企業規模50人以上100人未満の民間事業所を対象とした調査における調査率及び公民給与比較の対象となる役職段階別の調査実人員の確保の状況、同様の観点から行われた国における見直しの内容等を考慮して行ったものである。このほか、比較対象従業員の範囲について、同年にスタッフ職等へ拡大し、平成26年に比較対象従業員へ中間職（職責が部長と課長の上に位置付けられる従業員等）を追加する見直しを、調査対象産業について、平成25年に「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等を加えた全ての産業へ拡大する見直しを行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

第2表に示すとおり、係員で見ると、ベースアップの慣行のない事業所の割合が47.7%となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は41.4%となっている。

また、係員については、91.6%の事業所において定期昇給を実施している。

第2表 民間における給与改定の状況

その1 民間における本年の給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	41.4	10.9	0.0	47.7
課長級	27.1	12.3	0.0	60.6

(注) 調査時点においてベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における本年の定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期 昇給 実施			定期 昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化 なし			
係員	91.6	91.6	27.6	3.4	60.6	0.0	8.4
課長級	83.9	83.9	24.2	3.5	56.2	0.0	16.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所及び調査時点において定期昇給の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 初任給改定の状況

第3表に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で34.5%、高校卒で12.7%となっている。そのうち大学卒で43.6%、高校卒で28.0%の事業所で初任給が増額となり、大学卒で56.4%、高校卒で72.0%の事業所で据置きとなっている。

第3表 民間における初任給改定の状況

(単位：%)

学歴	項目	採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒		34.5	[43.6]	[56.4]	[0.0]	65.5
高校卒		12.7	[28.0]	[72.0]	[0.0]	87.3

(注) []内は、採用がある事業所を100とした割合である。

4 職員給与と民間給与の比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、毎月きまって支給する給与（月例給）と、一定の時期に賞与等として支給する給与（特別給）の2つに大別し、それぞれ比較を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっている。したがって、職員給与と民間給与を比較するに当たっては、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、上記の給与決定要素を合わせて、同種・同等比較を行うことが適当である。このため、本委員会では、月例給の職員給与と民間給与との比較においては、職員にあつては、一般的な行政の事務事業に携わる行政職給料表適用職員と、民間にあつては、これに相当すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、本市職員数を基礎としたラスパイレス方式による比較（本市の個々の職員に上記4つの給与決定要素が同一である民間事業従事者の給与額を支給したと仮定して算出される本市職員全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額との比較）を行っている。

本年4月分の比較の結果は第4表に示すとおりであり、公民較差を算出したところ、民間給与が職員給与を1人当たり343円（0.09%）上回っていた。

第4表 月例給の公民較差

民間	職員	較差
373,326 円	372,983 円	343 円 (0.09%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない（比較対象職員の平均年齢42.0歳）。

2 民間にあつてはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額、職員にあつてはこれに相当する給与（給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等）の額で比較している。

また、月例給のうち、初任給、家族手当及び住宅手当の状況は、以下のとおりである。

ア 初任給

市内の民間事業所における新卒事務員・技術者の初任給の状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 民間における学歴別初任給

学歴	初任給月額
大学卒	198,998 円
短大卒	176,515 円
高校卒	163,199 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

備考：職員の初任給は、地域手当を含めて、大学卒196,842円、短大卒173,204円、高校卒158,046円である。

イ 家族手当（扶養手当）

市内の民間事業所における家族手当の支給状況は、第6表に示すとおりである。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,646 円
配偶者と子1人	19,617 円
配偶者と子2人	26,564 円

(注) 金額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

備考：職員の扶養手当の支給月額は、配偶者及び父母等については6,500円、子については10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

ウ 住宅手当（住居手当）

市内の民間事業所における住宅手当の支給状況は、第7表に示すとおりである。

第7表 民間における住宅手当の支給状況

支給する	借家・借間	支給しない
60.7%	[89.9%]	39.3%

(注) [] 内は、住宅手当の支給がある事業所を100とした割合である。

借家・借間居住者に対する住宅手当の支給限度額（月額）の中位階層	26,000円以上27,000円未満
---------------------------------	--------------------

備考：職員の借家・借間に係る住居手当の支給限度額は、月額27,600円である。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に市内の民間事業所において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）を精確に把握し、平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ、第8表に示すとおり4.51月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給割合（4.45月分）を上回っていることが明らかになった。

第8表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A1）	378,702円
	上半期（A2）	375,668円
特別給の支給額	下半期（B1）	835,926円
	上半期（B2）	866,391円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.21月分
	上半期（B2/A2）	2.31月分
	計	4.51月分

（注）「下半期」とは平成30年8月から平成31年1月まで、「上半期」とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

5 国家公務員給与との比較

総務省の平成30年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員について、平成30年4月の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮してラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする。）は102.7となっている。

これに対し、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員（いずれも、本年度の新規学卒の採用者を除く。）について、本年4月における諸手当を含めた平均給与月額を比較すると、国家公務員は411,123円（平均年齢43.4歳）、本市職員は372,983円（平均年齢42.0歳）となっている。

6 物価及び生計費

総務省統計局の調査によると、本年4月の仙台市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して1.0%増加している。

また、同局の家計調査によると、本年4月の仙台市における勤労者世帯（世帯人員3.24人、世帯主年齢50.2歳）の消費支出は、331,251円となっている。

7 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の国家公務員の給与について報告し、必要な給与改定について勧告を行った。併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。それぞれの概要は、次のとおりである。

人事院の報告及び勧告の概要

I 給与に関する報告及び勧告

1 給与勧告制度の基本的考え方

<給与勧告の意義と役割>

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

<現行の民間給与との比較方法等>

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

2 民間給与との較差に基づく給与改定等

(1) 民間給与との比較

<官民較差（月例給）> 387円（0.09%）

[行政職俸給表（一）…現行給与411,123円 平均年齢43.4歳]

<ボーナス> 民間の支給割合 4.51月（公務の支給月数 4.45月）

(2) 給与改定の内容と考え方

<月例給>

ア 俸給表

(ア) 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

(イ) その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び

指定職俸給表は改定なし)

イ 住居手当

- ・ 公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)
- ・ 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

< 期末・勤勉手当(ボーナス) >

- ・ 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)
勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・ 月例給：平成31年4月1日(住居手当については令和2年4月1日)
- ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

II 公務員人事管理に関する報告

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援

- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

8 給与の改定等

前記4(1)のとおり、月例給については、本年は、民間事業従事者の給与が職員の給与を343円(0.09%)上回っており、民間給与との較差解消を基本とした改定を行う必要があると判断した。

月例給の改定に当たっては、本年の公民較差は低額で、給料表全体の適切な改定を行うには十分でないこと、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること等を勘案して、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げることが適当である。

また、期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間の支給割合を0.05月分引き上げる必要があると判断した。

その他、具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 改定すべき事項

ア 月例給

(給料表)

公民の給与比較を行っている行政職給料表について、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げる改定を行う。具体的には、初任給については民間との額の差等を踏まえて1,500円から2,000円引き上げ、それ以降については公民較差の程度を踏まえて引上げ額を逡減させるものとする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として所要の改定を行う。

給料表の改定については、本年4月時点での比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、

同月に遡及して実施する。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、本年度から支給割合を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、勤務実績の的確な給与への反映を推進するため、国に準じて勤勉手当に配分し、令和元年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

(2) その他（制度の改正等）

本委員会は、昨年報告において、行政職給料表職務の級1級については、長期にわたって在級した場合に、職責差の適切な給与への反映等の観点から課題がある旨言及したところである。

これは、平成19年の給与構造改革以降、給与カーブのフラット化を図る中で、1級を若年層や中堅層の職務の級として捉え、制度改正を行ってきたこと等に起因するものであるが、年功的な給与の上昇を抑制するとともに、職務・職責や勤務実績を重視した給与制度への転換をさらに推進するためには、1級の高位号俸について見直していくことが適当であると判断した。

一方、見直しにあたっては、在職実態を踏まえた慎重な対応を要することから、今回の見直しにおいては、1級の最高号俸付近の高位号俸について4号俸のカットを行った上で、当該号俸が適用されている職員等への影響を考慮し、所要の措置を講ずることが適当である。

本委員会としては、引き続き職務・職責や勤務実績を重視し、国や他の地方公共団体との制度的均衡等にも配慮しながら、本市における適切な給与制度のあり方について検討していく。

9 人事管理、その他勤務条件

我が国は、人口減少と少子高齢化という状況に直面しており、近年では、労働市場での人手不足、人材不足が問題となっている。本市の人口も、令和2年頃をピークにその後は減少局面に転じると予測されており、生産年齢人口については既に減少が始まっている。行政課題が一層複雑、高度化してきている中で、今後ますます人材の確保が困難になることが想定される。

このような中、人事行政においては、今後の社会の変化に柔軟に対応できる多様な有為の人材を確保・育成するとともに、職員の意欲・能力を存分に発揮できる働きやすい環境を整えていくこと、業務の生産性を高めていくことが重要な課題になっている。

日本社会全体の働き方が大きな変革期を迎えており、平成30年6月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年4月から時間外労働の上限規制や年次有給休暇の5日取得が義務化されている。また、令和元年5月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、事業主にパワーハラスメントの防止措置が義務化されるとともに、セクシュアルハラスメント等についても防止対策の強化等の措置が講じられるなど、働く環境の整備が進められている。

本市では、採用試験の見直し、超過勤務の縮減、仕事と家庭の両立支援などの取組に加え、AIやRPAの導入など、業務効率を向上させるための新たな取組を進めているところであるが、今後も本市を取り巻く社会情勢の変化や法改正等に伴う要請などを注視しつつ、あるべき人事行政の姿を求めて着実に検討を進めていく必要がある。

以上を踏まえ、本市において当面取り組むべき重要な課題について、

次のとおり報告する。

(1) 働きやすい勤務環境づくり

ア 超過勤務の縮減

近年の本市職員一人あたりの年間平均超過勤務時間数は、東日本大震災を契機に増加していたが、超過勤務の縮減に向けた継続的な取組の結果、平成28年度からは減少に転じ、平成30年度には東日本大震災以降で最も少ない210.5時間となっている。

一方、国において、人事院は、民間労働法制とは枠組みが異なるものの、公務においても職員の健康確保や人材確保の観点等から、長時間労働を是正すべき必要性は異なるものではないとして、この4月からの民間労働法制における罰則付きの時間外労働の上限規制導入に合わせ、国家公務員についても、超過勤務命令を行うことができる上限を原則1箇月について45時間かつ1年について360時間と定めるなどの人事院規則を制定し、同規則は本年4月から施行されている。

本市でも、現在、超過勤務の更なる縮減に向けて「平成31年度実績で、年間720時間超の超過勤務従事者をゼロとする」及び「令和2年度実績で職員一人あたり年間平均超過勤務時間数を概ね200時間未満とする」という目標を掲げて取り組んでいるところである。

このような中、本委員会が本年6月から7月にかけて実施した長時間勤務が常態化している部署等を対象とするヒアリング結果からは、各職場において、超過勤務を縮減しようとする様々な取組が見られ、目標達成に向けた意識付けが進むとともに、長時間勤務を良しとしない組織風土の醸成に取り組んでいることが確認できた。

しかしながら、年間720時間超の超過勤務従事者が、なお一定数存

在しているなど、本市において、長時間勤務を是正すべき必要性は依然として高いこと、また、一部の職場では、民間企業と同様に民間労働法制による上限規制が適用されていること等を踏まえれば、本委員会としては、長時間勤務の是正をより一層促進させるため、本市においても超過勤務命令を行うことができる上限について、速やかに条例により定めていく必要があると考える。

また、前述のヒアリングにおいては、制度改正や社会的要請による業務量の増加、課内の人員構成の変化等による特定の職員への業務の偏り、管理職員への負荷の増加等、それぞれの職場において様々な課題を抱えている様子も見受けられた。

任命権者においては、超過勤務の縮減に向けて、業務改善や管理職員の意識改革・マネジメント力向上に向けた研修、ノー残業デー完全実施日の設定などの従来からの取組に加え、市税滞納整理業務を効率化するためのA Iの導入や定型業務の自動化に向けたR P Aの導入など、新たな技術を活用した取組を進めているが、長時間勤務には、様々な要素が関係していることから、引き続き業務量に応じた適切な人員配置を図るとともに、各職場の実情も踏まえながら一つひとつの取組を着実に実施していく必要がある。

イ 教職員の多忙化解消

日本の社会全体で働き方改革が進められる一方で、教職員の多忙化、長時間勤務の常態化は一層深刻さを増しており、学校における働き方改革が喫緊の課題となっている。

本市においても、教員の在校時間はいずれの校種においても高い水準に留まっており、とりわけ中学校においては、特に高い水準となっ

ている。

このような状況の中、文部科学省は、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を踏まえ、平成31年1月に、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、各教育委員会においてガイドラインを踏まえて、業務の削減や勤務環境の整備を進めていくことを求めている。

こうした背景を踏まえ、本市教育委員会は、給食費の公会計化、夏季学校閉庁日の3日から4日への拡大、研修のあり方の見直し、部活動指導員の配置校の拡充、その他の学校における働き方改革を進めるための取組を実施している。また、教職員の多忙な状況及び働き方改革の取組内容について、保護者や地域住民へ周知を行い、理解と協力を得られるよう努めている。

教職員の多忙化解消は、教職員の心身の健康を守り、教職人生を豊かにするとともに、児童・生徒に向き合う時間を十分に確保し、授業やその準備に集中できる環境を整えるなど、本市の教育の質の維持・向上に資するものであり、さらには教職員を志望する有為な人材を確保するためにも極めて重要である。

多忙化を解消し、より良い教育環境を実現するためには、教育委員会の主導のもと、引き続き学校と連携・協力しながら、より実効性の高い取組を全市的に進めていくことが必要である。また、学校現場においては、ともすれば教職員の教育に対する使命感などから、希薄になりがちな勤務時間に対する意識を見直すとともに、長時間勤務を是としない職場風土を醸成し、教職員一人ひとりがやりがいを感じ生き生きと業務に専念することができるよう、働き方についての意識改革

を進めることが求められる。

ウ ワーク・ライフ・バランスの推進

社会が多様化し、様々な働き方が求められる中、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題である。すべての職員が、それぞれの置かれている状況において、安心して生き生きと働き、その能力を十分に発揮できるような勤務環境を整えていくことが求められている。

本市では、「職場で取り組む子育て推進プログラム」及び「女性職員活躍推進プラン」に基づき、仕事と家庭との両立支援に資する取組を進めており、男性職員の子育て応援交流会の開催、ワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施、子育てとキャリア形成を両立しているロールモデルの紹介など、各種制度の利用促進に努めている。また、平成31年4月から新たに不妊治療に係る休暇制度を導入し、制度の充実にも努めている。

そのような中、本市の平成30年度の男性職員の育児休業の取得率は、平成29年度の8.4%から15.4%へ上昇しており、前述のプログラム及びプランにおける目標値を達成している。また、配偶者出産補助休暇等の取得率及び年次有給休暇の取得日数10日以上の方の割合も、目標値には届いていないものの数値は上昇傾向にあり、取組の成果が表れている。

一方、国や民間、他の地方公共団体においては、フレックスタイム制やテレワークの導入など、多様で柔軟な働き方に向けた様々な取組が進められている。

任命権者においては、今後も国等の動向に注視するとともに、先進

的に実施されている取組について研究を進めながら、多様な働き方の実現に向けて、本市の実情にあった制度の検討、各種制度の周知、制度を利用しやすい職場環境づくりなど、今後も様々な取組を進めていく必要がある。

エ 職員の健康管理

職員が自己の能力を十分に発揮し、生き生きと職務に従事するためには心身の健康管理が重要である。

任命権者においては、各種相談事業、メンタルヘルス講習会、ストレスチェック制度の実施など、心身の不調の未然防止や早期発見・早期対応のための取組を行っており、また、職場での慣らし勤務前に行う復職支援研修（リワーク研修）など、円滑な職場復帰・再発防止についての取組も行っている。今後も引き続きこれらの取組を継続するとともに、長時間勤務の是正、ハラスメントの防止など、心身の不調を発生させる要因に対し、様々な観点から対策を講じることが必要である。

また、国においては、今年度から、国家公務員について長時間の超過勤務を行った職員の健康確保措置を強化するため、1箇月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては、職員からの申出がなくとも医師による面接指導を行うことを義務付けるなどの対策を講じている。

本市においても、長時間勤務による健康障害を防止する観点から、過重労働による職員への医師の面接指導のあり方について、より充実したものとなるよう検討することが必要である。加えて、管理職員も含め適切な勤務時間の管理を行うなど、職員の業務負荷や心身の疲労

の状況を正しく把握するよう努めることが重要である。

オ ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職場内の様々な関係性において生じる可能性があり、働く人の勤労意欲を失わせ、能力の発揮を妨げるだけでなく、組織の円滑な運営にも支障を及ぼす重大な課題であり、近年、大きな社会問題になっている。

このような状況の中、本年5月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置義務などが定められた。

任命権者においては、ハラスメントに関する内部相談員や外部相談窓口を設置するなど対策を講じているが、今般の改正法の趣旨等を踏まえ、管理監督職及びその他全職員への周知を継続して行うなど、ハラスメントのない職場環境づくりに向け、今後も取組を推進していく必要がある。

(2) 適正な人事管理の推進

ア 人材の確保・育成

市民の行政ニーズが多様化、複雑化する中で、地域の実情に応じた効率的で質の高い行政を実現できる人材が求められている。このような状況の中、多様な有為の人材を確保するためには、本市においても働き方改革をより一層推進するとともに、人材の確保・育成に係る諸問題に取り組んでいく必要がある。

全国的な傾向として、民間企業の採用意欲の高まりや若年層人口の減少などにより、採用を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市を含め、地方公務員の採用試験受験者数の減少は、今後も続くと予想される。

任命権者においては、こうした現状及び今後の職員構成の推移を見据え、有為な人材の確保に向けて、本委員会と連携して、効果的な採用試験の調査・研究や本市の仕事の魅力の広報に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進による働く場としての魅力向上にも取り組むことが求められる。

次に、本市の職員構成は、相対的に、今後の管理監督職を担うことが期待される中堅層の職員数が少ない一方、高年齢層の職員が多いという特徴があり、現在、30代半ばから40代半ばまでの職員が大幅に不足している状況にある。このため、将来的に管理監督職を担うであろう中堅層職員の確保・育成が喫緊の課題となっている。

中堅層職員の育成に向けては、職員が自らのキャリアについて主体的に考え、行動していくことができるよう、係長職昇任試験の受験勧奨をはじめとする職員への意識付けや中長期的な能力開発への支援を行うとともに、部下・後輩の育成に際し、職務のノウハウを継承させる取組を実施することが求められる。人材育成においては、職場における執務を通じた人材育成（OJT）と執務を離れた研修（Off-JT）を適切に組み合わせながら、職員を育成していくことが必要であり、任命権者においては、職員研修の充実を図り、職員の能力伸長や意欲の向上を図ることが求められている。

そして、現在実施している社会人経験者採用試験は、多様な経験を有し、職務能力の高い人材を幅広く確保することができるとともに、

本市の職員構成の適正化を図る上でも有用な方策であることから、本委員会としても任命権者と連携して、引き続き実施手法の見直しなど、より効果的な試験制度となるよう検討を進めていきたい。

また、本市職員全体に占める女性の割合は増加しつつあるものの、管理監督職に占める割合は依然として低い状況にある。任命権者においては、女性職員の更なる活躍を図り、組織の活力を向上させるため、「職場で取り組む子育て推進プログラム」や「女性職員活躍推進プラン」に即した取組を的確に行いながら、意欲と能力のある女性職員を政策形成部門や管理的な立場へ積極的に登用していくことが求められる。

さらに、人事評価制度については、引き続き職員の意欲向上を図り、公務能率の向上に資するという制度の目的が果たされるよう、公正で透明性のある制度の運用を進めていくことが重要である。加えて、任用、給与、分限処分等それぞれにおける人事評価結果のより適切な活用にも取り組んでいくことが求められる。

イ 高年齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく中、若年層職員への業務のノウハウの継承など、高年齢層職員の知識・経験を活用していくとともに、高年齢層職員がやりがいをもって働ける環境を整えることがますます重要となる。

人事院は、本年の人事院勧告において、質の高い行政サービスを維持していくためには、高年齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であることを示すとともに、昨年に引き続き定年の引上げについて言及し、政府に対し、定年の引上げを実現するための措置

が早期に実施されるよう改めて要請をしている。

定年延長については、高齢期のみならず新規採用時からの人事管理全体に関わる問題となることから、国や民間の動きを注視していくとともに、本市の現状を踏まえた検討を行っていく必要がある。

任命権者においては、現行の再任用制度をはじめ、定年延長の検討など、高齢層職員の積極的活用を行うとともに、職員が 60 歳を過ぎても働くことを前提とした人事管理のあり方について引き続き検討する必要がある。

ウ 会計年度任用職員制度

令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の実施に向け、本市においては平成 31 年第 1 回定例市議会において必要な条例改正を行ったところである。新制度の導入が適正かつ円滑に行われるよう、任命権者においては、引き続き法改正の趣旨を踏まえつつ、より詳細な勤務条件の整備、制度の周知等、必要な準備を遺漏なく進めていく必要がある。

(3) コンプライアンスの推進

本市では、市民との強固な信頼関係を構築していくことを目指し、法令等の遵守や適正な事務執行はもとより、市民や社会の要請に的確に答えていくため、仙台市コンプライアンス行動規範集及び仙台市コンプライアンス推進計画に基づき、職員一人ひとりへのコンプライアンス意識の浸透と風通しの良い職場づくりに、取り組んでいる。

しかし、一方で、職員が逮捕される事案や不適切な事務処理など、依然として様々な非違行為が発生している状況である。このような非

違行為は、市民の信頼を著しく損ない、職員全体の信用失墜を招くものである。事務の適正な執行及び管理や倫理的行動の徹底等、職員一人ひとりが高いコンプライアンス意識をもって行動することが必要である。

このような中、平成 29 年 6 月に「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、都道府県及び指定都市は、改正地方自治法の施行日である令和 2 年 4 月 1 日までに内部統制制度を導入することが義務付けられた。コンプライアンスの推進は、内部統制の枠組みにおいても重要なことから、引き続き適切な取組を進めていくことが求められる。

任命権者においては、職員が公務員としての高い使命感や誇りを持って職務に励むことが、市民に信頼される質の高い行政の実現に繋がることから、本市の理念にかなったコンプライアンス意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

— おわりに —

本年の勧告は、月例給、特別給ともに引上げ改定となった。月例給の引上げは4年連続、特別給の引上げは、これで6年連続となる。

地域の民間企業の水準に準拠して給与水準を決定することは、市民から支持される適正な給与水準を維持するとともに、日々職務に精励する職員の努力に報いるものでもあり、人材の確保や労使関係の安定などを通じ、行政の効率的・安定的運営に寄与するものである。

職員においては、民間の給与水準が徹底した業務改善と創意工夫によって確保されているものであることを改めて強く認識するとともに、市民の市政への期待と信頼に応えるため、高い使命感・倫理観を持って公務の公正かつ能率的な運営に全力を尽くされることを期待する。

議会及び市長におかれては、人事委員会の給与勧告制度が果たしている役割の重要性に深い理解を示され、速やかにこの勧告が実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 給料表

- (1) 平成 31 年 4 月の公民較差に基づく改定

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

- (2) 行政職給料表職務の級 1 級の見直し

ア 1 (1)の別記第 1 による改定後の行政職給料表職務の級 1 級を別記第 2 のとおり改定すること。

イ 1 (2)アによる改定後の給料表の適用日 (以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、別記第 3 の号俸の切替表に定める旧号俸欄の号俸に格付けられているものの切替日における号俸は、別記第 3 の新号俸欄に定める号俸とすること。

2 勤勉手当

再任用職員以外の職員について、現行の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和元年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.975 月分(管理職員にあっては、1.175 月分) とすること。

- (2) 令和2年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（管理職員にあっては、それぞれ1.15月分）とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

- ア 1(1)については、平成31年4月1日から実施すること。
- イ 2(1)については、令和元年12月1日から実施すること。
- ウ 1(2)及び2(2)については、令和2年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置

1(2)の切替日における給料月額がその前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員等に対して、別紙第1の報告の8(2)の内容を勘案して所要の経過措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	246,200	272,500	300,100	329,600	361,900	383,900	405,300
	2	147,600	248,300	274,700	302,400	332,000	364,300	386,200	407,900
	3	148,700	250,300	276,900	304,700	334,400	366,700	388,500	410,500
	4	149,800	252,400	279,100	307,000	336,800	369,100	390,800	413,100
	5	151,100	254,500	281,200	309,400	339,400	371,600	393,300	415,600
	6	152,400	256,500	283,400	311,700	341,700	373,900	395,700	418,100
	7	153,700	258,500	285,600	314,000	344,100	376,200	398,100	420,600
	8	155,000	260,600	287,800	316,300	346,500	378,500	400,500	423,100
	9	156,100	262,700	290,100	318,700	348,800	381,000	402,800	425,700
	10	157,500	264,700	292,400	321,100	351,100	382,900	405,000	428,500
	11	158,900	266,700	294,700	323,500	353,500	384,900	407,200	431,300
	12	160,300	268,700	297,000	325,900	355,900	386,900	409,400	434,100
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	161,600	270,800	299,200	328,400	358,200	388,800	411,600	436,800
	14	163,400	272,800	301,400	330,900	360,500	390,700	413,900	439,600
	15	165,200	274,800	303,600	333,400	362,800	392,600	416,200	442,400
	16	167,000	276,800	305,800	335,900	365,100	394,500	418,500	445,200
	17	168,600	278,800	308,000	338,400	367,500	396,500	421,000	447,900
	18	170,700	280,800	310,200	340,800	369,500	398,400	423,400	450,600
	19	172,800	282,800	312,400	343,200	371,500	400,300	425,800	453,300
	20	174,900	284,800	314,600	345,600	373,500	402,200	428,200	456,000
	21	177,000	286,800	316,900	348,000	375,400	404,100	430,500	458,700
	22	179,600	288,800	319,100	350,100	377,100	405,800	432,500	461,300
	23	182,200	290,800	321,300	352,200	378,800	407,500	434,500	463,900
	24	184,800	292,800	323,500	354,300	380,500	409,200	436,500	466,500
	25	187,200	294,700	325,700	356,600	382,100	410,900	438,600	469,100
	26	189,300	296,600	327,900	358,300	383,700	412,100	440,300	471,500
	27	191,400	298,500	330,100	360,100	385,300	413,300	442,000	473,900
	28	193,500	300,400	332,300	361,900	386,900	414,500	443,700	476,300
	29	195,500	302,300	334,400	363,600	388,700	415,900	445,600	478,800
	30	197,500	304,100	336,500	364,900	390,300	417,000	447,200	480,800
	31	199,500	305,900	338,600	366,200	391,900	418,100	448,800	482,800
	32	201,500	307,600	340,700	367,400	393,500	419,200	450,400	484,800
33	203,700	309,500	343,000	368,700	395,000	420,300	451,900	487,000	
34	205,700	311,300	345,000	369,900	396,500	421,300	453,200	488,800	
35	207,700	313,100	347,000	371,100	398,000	422,300	454,500	490,600	
36	209,700	314,900	349,000	372,300	399,500	423,300	455,800	492,400	
37	211,800	316,800	350,900	373,700	401,000	424,200	457,000	494,200	
38	213,800	318,500	352,400	374,700	402,400	425,100	458,000	495,300	
39	215,800	320,200	354,000	375,700	403,800	426,000	459,000	496,400	
40	217,800	321,900	355,600	376,700	405,200	426,900	460,000	497,500	

41	219,800	323,700	357,000	377,800	406,700	428,000	461,100	498,500
42	221,900	325,300	358,100	378,700	407,800	428,900	462,000	499,300
43	224,000	326,900	359,200	379,600	408,900	429,800	462,900	500,100
44	226,100	328,400	360,300	380,500	410,000	430,700	463,800	500,900
45	228,200	330,100	361,300	381,500	411,100	431,500	464,800	501,900
46	230,300	331,300	362,200	382,100	411,900	432,300	465,700	502,700
47	232,400	332,500	363,100	382,700	412,700	433,100	466,600	503,500
48	234,500	333,700	364,000	383,300	413,500	433,900	467,500	504,300
49	236,500	334,900	364,800	383,900	414,400	434,600	468,400	505,300
50	238,700	336,000	365,500	384,400	415,200	435,300	469,100	506,100
51	240,800	337,100	366,200	385,000	416,000	436,000	469,800	506,900
52	243,000	338,200	366,900	385,600	416,800	436,700	470,500	507,700
53	245,000	339,500	367,700	386,100	417,600	437,600	471,400	508,600
54	247,000	340,300	368,400	386,600	418,300	438,200	472,100	509,400
55	249,000	341,100	369,100	387,100	419,000	438,800	472,800	510,200
56	251,000	341,900	369,800	387,600	419,700	439,400	473,500	511,000
57	253,100	342,700	370,600	388,300	420,600	440,200	474,300	511,900
58	255,100	343,400	371,200	388,800	421,300	440,800	475,000	512,700
59	257,100	344,100	371,800	389,300	422,000	441,400	475,700	513,500
60	259,100	344,800	372,400	389,800	422,700	442,000	476,400	514,300
61	261,100	345,600	372,900	390,500	423,600	442,700	477,300	515,200
62	263,200	346,200	373,500	391,000	424,200	443,300	478,000	516,000
63	265,300	346,800	374,100	391,500	424,800	443,900	478,700	516,800
64	267,400	347,400	374,700	392,000	425,400	444,500	479,400	517,600
65	269,400	348,000	375,200	392,700	426,000	445,200	480,200	518,400
66	271,400	348,500	375,700	393,200	426,600	445,800	480,800	519,100
67	273,400	349,000	376,200	393,700	427,200	446,400	481,400	519,900
68	275,400	349,500	376,700	394,200	427,800	447,000	482,000	520,700
69	277,600	350,100	377,400	394,800	428,400	447,700	482,700	521,300
70	279,600	350,600	377,800	395,300	429,000	448,300	483,300	522,100
71	281,600	351,100	378,200	395,800	429,600	448,900	483,900	522,900
72	283,600	351,600	378,600	396,300	430,200	449,500	484,500	523,700
73	285,700	352,200	379,200	396,900	430,800	450,000	485,000	524,400
74	287,600	352,700	379,600	397,400	431,400	450,300		
75	289,500	353,200	380,000	397,900	432,000	450,600		
76	291,400	353,700	380,400	398,400	432,600	450,900		
77	293,300	354,300	381,000	399,000	433,200	451,100		
78	295,100	354,800	381,400	399,500	433,800			
79	296,900	355,300	381,800	400,000	434,400			
80	298,700	355,800	382,200	400,500	435,000			
81	300,500	356,400	382,800	401,100	435,600			
82	302,300	356,900	383,200	401,600	436,100			
83	304,100	357,400	383,600	402,100	436,600			
84	305,900	357,900	384,000	402,600	437,100			

85	307,600	358,300	384,600	403,200	437,600			
86	309,300	358,800	385,000	403,700				
87	311,100	359,300	385,400	404,200				
88	312,900	359,800	385,800	404,700				
89	314,500	360,200	386,400	405,300				
90	316,100	360,600	386,800	405,800				
91	317,700	361,000	387,200	406,300				
92	319,300	361,400	387,600	406,800				
93	320,900	361,900	388,200	407,200				
94	322,100	362,300	388,600	407,700				
95	323,300	362,700	389,000	408,200				
96	324,500	363,100	389,400	408,700				
97	325,700	363,600	390,000	409,200				
98	326,800	364,000	390,300	409,700				
99	327,900	364,400	390,700	410,200				
100	329,000	364,800	391,100	410,700				
101	330,300	365,300	391,400	411,200				
102		365,700	391,700	411,700				
103		366,100	392,000	412,200				
104		366,500	392,300	412,700				
105		366,900	392,600	413,200				
106			392,900					
107			393,200					
108			393,500					
109			393,700					
110			394,000					
111			394,300					
112			394,600					
113			394,800					
114			395,100					
115			395,400					
116			395,700					
117			395,900					
再任用 職員	205,000	245,600	264,700	294,800	314,300	336,300	389,300	437,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消 防 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,800	246,300	290,100	318,700	348,800	381,000	402,800	425,700
	2	157,200	248,400	292,400	321,100	351,100	382,900	405,000	428,500
	3	158,600	250,500	294,700	323,500	353,500	384,900	407,200	431,300
	4	160,000	252,600	297,000	325,900	355,900	386,900	409,400	434,100
	5	161,500	254,700	299,200	328,400	358,200	388,800	411,600	436,800
	6	163,300	256,700	301,400	330,900	360,500	390,700	413,900	439,600
	7	165,100	258,700	303,600	333,400	362,800	392,600	416,200	442,400
	8	166,900	260,700	305,800	335,900	365,100	394,500	418,500	445,200
	9	168,700	262,900	308,000	338,400	367,500	396,500	421,000	447,900
	10	170,800	264,900	310,200	340,800	369,500	398,400	423,400	450,600
	11	172,900	266,900	312,400	343,200	371,500	400,300	425,800	453,300
	12	175,000	268,900	314,600	345,600	373,500	402,200	428,200	456,000
	13	177,100	271,100	316,900	348,000	375,400	404,100	430,500	458,700
	14	179,400	273,000	319,100	350,100	377,100	405,800	432,500	461,300
	15	181,700	274,900	321,300	352,200	378,800	407,500	434,500	463,900
	16	184,000	276,800	323,500	354,300	380,500	409,200	436,500	466,500
	17	186,300	278,800	325,700	356,600	382,100	410,900	438,600	469,100
	18	188,200	280,800	327,900	358,300	383,700	412,100	440,300	471,500
	19	190,100	282,800	330,100	360,100	385,300	413,300	442,000	473,900
	20	192,000	284,800	332,300	361,900	386,900	414,500	443,700	476,300
	21	194,000	286,800	334,400	363,600	388,700	415,900	445,600	478,800
	22	196,400	288,800	336,500	364,900	390,300	417,000	447,200	480,800
	23	198,800	290,800	338,600	366,200	391,900	418,100	448,800	482,800
	24	201,200	292,800	340,700	367,400	393,500	419,200	450,400	484,800
	25	203,700	294,700	343,000	368,700	395,000	420,300	451,900	487,000
	26	205,700	296,600	345,000	369,900	396,500	421,300	453,200	488,800
	27	207,700	298,500	347,000	371,100	398,000	422,300	454,500	490,600
	28	209,700	300,400	349,000	372,300	399,500	423,300	455,800	492,400
	29	211,800	302,300	350,900	373,700	401,000	424,200	457,000	494,200
	30	213,800	304,100	352,400	374,700	402,400	425,100	458,000	495,300
	31	215,800	305,900	354,000	375,700	403,800	426,000	459,000	496,400
	32	217,800	307,600	355,600	376,700	405,200	426,900	460,000	497,500
	33	220,100	309,500	357,000	377,800	406,700	428,000	461,100	498,500
	34	222,100	311,300	358,100	378,700	407,800	428,900	462,000	499,300
	35	224,100	313,100	359,200	379,600	408,900	429,800	462,900	500,100
	36	226,100	314,900	360,300	380,500	410,000	430,700	463,800	500,900
	37	228,200	316,800	361,300	381,500	411,100	431,500	464,800	501,900
	38	230,300	318,500	362,200	382,100	411,900	432,300	465,700	502,700
	39	232,400	320,200	363,100	382,700	412,700	433,100	466,600	503,500
40	234,500	321,900	364,000	383,300	413,500	433,900	467,500	504,300	

41	236,600	323,700	364,800	383,900	414,400	434,600	468,400	505,300
42	238,800	325,300	365,500	384,400	415,200	435,300	469,100	506,100
43	241,000	326,900	366,200	385,000	416,000	436,000	469,800	506,900
44	243,200	328,400	366,900	385,600	416,800	436,700	470,500	507,700
45	245,300	330,100	367,700	386,100	417,600	437,600	471,400	508,600
46	247,300	331,400	368,400	386,600	418,300	438,200	472,100	509,400
47	249,300	332,700	369,100	387,100	419,000	438,800	472,800	510,200
48	251,300	334,000	369,800	387,600	419,700	439,400	473,500	511,000
49	253,300	335,200	370,600	388,300	420,600	440,200	474,300	511,900
50	255,300	336,300	371,200	388,800	421,300	440,800	475,000	512,700
51	257,300	337,400	371,800	389,300	422,000	441,400	475,700	513,500
52	259,300	338,500	372,400	389,800	422,700	442,000	476,400	514,300
53	261,400	339,500	372,900	390,500	423,600	442,700	477,300	515,200
54	263,400	340,300	373,500	391,000	424,200	443,300	478,000	516,000
55	265,400	341,100	374,100	391,500	424,800	443,900	478,700	516,800
56	267,400	341,900	374,700	392,000	425,400	444,500	479,400	517,600
57	269,400	342,700	375,200	392,700	426,000	445,200	480,200	518,400
58	271,400	343,400	375,700	393,200	426,600	445,800	480,800	519,100
59	273,400	344,100	376,200	393,700	427,200	446,400	481,400	519,900
60	275,400	344,800	376,700	394,200	427,800	447,000	482,000	520,700
61	277,600	345,600	377,400	394,800	428,400	447,700	482,700	521,300
62	279,600	346,200	377,800	395,300	429,000	448,300	483,300	522,100
63	281,600	346,800	378,200	395,800	429,600	448,900	483,900	522,900
64	283,600	347,400	378,600	396,300	430,200	449,500	484,500	523,700
65	285,700	348,000	379,200	396,900	430,800	450,000	485,000	524,400
66	287,600	348,500	379,600	397,400	431,400	450,300		
67	289,500	349,000	380,000	397,900	432,000	450,600		
68	291,400	349,500	380,400	398,400	432,600	450,900		
69	293,300	350,100	381,000	399,000	433,200	451,100		
70	295,100	350,600	381,400	399,500	433,800			
71	296,900	351,100	381,800	400,000	434,400			
72	298,700	351,600	382,200	400,500	435,000			
73	300,500	352,200	382,800	401,100	435,600			
74	302,300	352,700	383,200	401,600	436,100			
75	304,100	353,200	383,600	402,100	436,600			
76	305,900	353,700	384,000	402,600	437,100			
77	307,600	354,300	384,600	403,200	437,600			
78	309,300	354,800	385,000	403,700				
79	311,100	355,300	385,400	404,200				
80	312,900	355,800	385,800	404,700				
81	314,500	356,400	386,400	405,300				
82	316,100	356,900	386,800	405,800				
83	317,700	357,400	387,200	406,300				
84	319,300	357,900	387,600	406,800				

85	320,900	358,300	388,200	407,200					
86	322,200	358,800	388,600	407,700					
87	323,500	359,300	389,000	408,200					
88	324,800	359,800	389,400	408,700					
89	326,000	360,200	390,000	409,200					
90	327,100	360,600	390,300	409,700					
91	328,200	361,000	390,700	410,200					
92	329,300	361,400	391,100	410,700					
93	330,300	361,900	391,400	411,200					
94	331,100	362,300	391,700	411,700					
95	331,900	362,700	392,000	412,200					
96	332,700	363,100	392,300	412,700					
97	333,500	363,600	392,600	413,200					
98	334,200	364,000	392,900						
99	334,900	364,400	393,200						
100	335,600	364,800	393,500						
101	336,400	365,300	393,700						
102		365,700	394,000						
103		366,100	394,300						
104		366,500	394,600						
105		366,900	394,800						
106		367,300	395,100						
107		367,700	395,400						
108		368,100	395,700						
109		368,300	395,900						
110		368,700							
111		369,100							
112		369,500							
113		369,700							
再任用 職員		215,100	248,600	277,900	312,600	329,800	353,100	389,300	437,200

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,600	197,400	256,900	331,500	416,500
	2	156,100	199,100	259,600	333,600	418,100
	3	157,600	200,800	262,300	335,700	419,800
	4	159,100	202,500	265,000	337,800	421,500
	5	160,700	204,100	267,700	340,100	423,100
	6	162,500	205,800	270,400	342,200	424,800
	7	164,300	207,500	273,100	344,300	426,500
	8	166,100	209,100	275,800	346,400	428,200
	9	167,700	210,600	278,400	348,400	429,800
	10	169,700	212,400	281,000	350,300	431,500
	11	171,700	214,200	283,600	352,200	433,200
	12	173,700	216,000	286,200	354,100	434,900
	13	175,500	217,700	289,000	356,100	436,500
	14	177,700	219,600	291,600	357,900	438,200
	15	179,900	221,500	294,200	359,700	439,900
	16	182,100	223,400	296,800	361,500	441,600
	17	184,200	225,200	299,400	363,500	443,200
	18	186,700	227,900	302,100	365,200	444,900
	19	189,200	230,600	304,800	366,900	446,600
	20	191,700	233,300	307,500	368,600	448,300
	21	194,000	235,800	310,400	370,400	449,900
	22	195,600	238,600	313,000	372,000	451,500
	23	197,200	241,400	315,600	373,600	453,100
	24	198,800	244,200	318,200	375,200	454,700
	25	200,400	246,900	320,800	376,900	456,500
	26	201,900	249,700	323,100	378,700	458,000
	27	203,400	252,400	325,400	380,500	459,500
	28	204,900	255,100	327,700	382,300	461,000
	29	206,500	257,800	330,100	384,200	462,600
	30	208,100	260,400	332,200	385,900	464,100
	31	209,700	263,000	334,300	387,600	465,600
	32	211,300	265,600	336,400	389,300	467,100
	33	213,000	268,100	338,400	391,000	468,600
	34	214,700	270,600	340,500	392,500	469,400
	35	216,400	273,100	342,600	394,000	470,200
	36	218,100	275,600	344,700	395,500	471,000
	37	219,800	278,200	346,900	396,900	471,800
	38	221,500	280,600	349,000	398,400	472,600
	39	223,200	283,000	351,100	399,900	473,400
	40	224,900	285,400	353,200	401,400	474,200
	41	226,600	288,000	355,300	402,800	475,000
	42	228,300	290,600	357,300	404,200	
	43	230,000	293,200	359,400	405,700	
	44	231,700	295,800	361,500	407,200	

45	233,400	298,300	363,500	408,600
46	235,100	300,800	365,200	410,000
47	236,800	303,400	366,900	411,400
48	238,500	306,000	368,600	412,800
49	240,100	308,500	370,400	414,400
50	241,800	310,900	372,000	415,800
51	243,500	313,300	373,600	417,200
52	245,200	315,700	375,200	418,600
53	246,800	318,000	376,900	420,100
54	248,400	320,100	378,400	421,500
55	250,000	322,200	379,900	422,900
56	251,600	324,300	381,400	424,300
57	253,200	326,400	383,100	425,800
58	254,700	328,500	384,500	427,200
59	256,200	330,700	385,900	428,600
60	257,700	332,900	387,300	430,000
61	259,200	335,000	388,800	431,500
62	260,800	337,100	390,200	432,900
63	262,400	339,200	391,600	434,300
64	264,000	341,300	393,000	435,700
65	265,800	343,400	394,500	437,100
66	267,300	345,500	395,600	438,300
67	268,800	347,600	396,800	439,500
68	270,300	349,700	398,000	440,700
69	271,900	351,700	399,100	442,100
70	273,300	353,600	400,200	443,300
71	274,700	355,500	401,300	444,500
72	276,100	357,400	402,400	445,700
73	277,500	359,300	403,700	446,800
74	278,800	361,000	404,800	447,500
75	280,100	362,700	405,900	448,200
76	281,400	364,400	407,000	448,900
77	282,600	366,000	408,000	449,600
78	283,800	367,400	408,900	450,100
79	285,000	368,800	409,800	450,600
80	286,200	370,200	410,700	451,100
81	287,300	371,600	411,800	451,700
82	288,400	372,800	412,700	
83	289,500	374,000	413,600	
84	290,600	375,200	414,500	
85	291,800	376,600	415,300	
86	292,900	377,800	416,200	
87	294,000	379,000	417,100	
88	295,100	380,200	418,000	
89	296,300	381,400	418,800	
90	297,300	382,500	419,700	
91	298,300	383,600	420,600	
92	299,300	384,700	421,500	

93	300,300	385,900	422,300
94	301,100	386,900	423,000
95	301,900	387,900	423,700
96	302,700	388,900	424,400
97	303,700	389,900	425,300
98	304,500	390,700	425,800
99	305,300	391,500	426,300
100	306,100	392,300	426,800
101	307,100	393,200	427,300
102	307,900	394,000	427,700
103	308,700	394,800	428,100
104	309,500	395,600	428,500
105	310,400	396,300	428,800
106	311,100	397,000	429,000
107	311,800	397,700	429,300
108	312,500	398,400	429,600
109	313,100	399,200	429,800
110	313,500	399,700	430,100
111	313,900	400,200	430,400
112	314,300	400,700	430,700
113	314,700	401,400	430,900
114	315,100	401,900	431,200
115	315,500	402,400	431,500
116	315,900	402,900	431,800
117	316,400	403,500	432,000
118	316,800	403,900	
119	317,200	404,300	
120	317,600	404,700	
121	318,000	405,200	
122	318,300	405,400	
123	318,600	405,600	
124	318,900	405,800	
125	319,400	406,200	
126	319,600	406,400	
127	319,800	406,600	
128	320,000	406,800	
129	320,300	407,200	
130	320,500	407,400	
131	320,700	407,600	
132	320,900	407,800	
133	321,000	408,000	
134	321,200	408,200	
135	321,400	408,400	
136	321,600	408,600	
137	321,700	408,900	
138	321,900	409,100	
139	322,100	409,300	
140	322,300	409,500	

	141	322,400	409,800			
	142	322,600	410,000			
	143	322,800	410,200			
	144	323,000	410,400			
	145	323,100	410,700			
	146	323,300	410,900			
	147	323,500	411,100			
	148	323,700	411,300			
	149	323,800	411,600			
	150	323,900	411,800			
	151	324,000	412,000			
	152	324,200	412,200			
	153	324,300	412,500			
	154		412,700			
	155		412,900			
	156		413,100			
	157		413,400			
	158		413,600			
	159		413,800			
	160		414,000			
	161		414,300			
	162		414,500			
	163		414,700			
	164		414,900			
	165		415,200			
再任用職員		234,200	276,300	305,500	334,000	419,400

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	154,600	169,800	256,700	289,100	406,600
	2	156,100	171,900	259,500	292,000	407,900
	3	157,600	174,000	262,300	294,900	409,200
	4	159,100	176,100	265,000	297,800	410,500
	5	160,700	178,000	267,700	300,700	412,000
	6	162,500	180,200	270,400	303,500	413,300
	7	164,300	182,400	273,100	306,300	414,600
	8	166,100	184,600	275,800	309,100	415,900
	9	167,700	186,700	278,600	311,800	417,100
	10	169,700	189,400	281,200	314,500	418,300
	11	171,700	192,100	283,800	317,200	419,500
	12	173,700	194,800	286,400	319,900	420,700
	13	175,500	197,400	288,900	322,700	421,800
	14	177,700	199,100	291,400	324,800	423,000
	15	179,900	200,800	293,900	326,900	424,200
	16	182,100	202,500	296,400	329,000	425,400
	17	184,200	204,100	298,900	331,200	426,500
	18	186,700	205,800	301,500	333,300	427,700
	19	189,200	207,500	304,100	335,400	428,900
	20	191,700	209,100	306,700	337,500	430,100
	21	194,000	210,600	309,500	339,600	431,200
	22	195,600	212,400	312,100	341,700	432,400
	23	197,200	214,200	314,700	343,800	433,600
	24	198,800	216,000	317,300	345,900	434,800
	25	200,400	217,700	320,000	347,900	435,900
	26	201,900	219,600	322,000	349,600	437,100
	27	203,400	221,500	324,000	351,300	438,300
	28	204,900	223,400	326,000	353,000	439,500
	29	206,500	225,300	328,100	354,800	440,600
	30	208,100	227,900	330,100	356,400	441,600
	31	209,700	230,500	332,100	358,000	442,600
	32	211,300	233,100	334,100	359,600	443,600
	33	212,800	235,800	336,100	361,400	444,700
	34	214,400	238,600	338,100	362,900	445,300
	35	216,000	241,400	340,200	364,400	445,900
	36	217,600	244,200	342,300	365,900	446,500
	37	219,200	246,900	344,300	367,300	447,300
	38	220,800	249,700	346,300	368,600	447,900
	39	222,400	252,500	348,300	369,900	448,500
	40	224,000	255,200	350,300	371,200	449,100
	41	225,700	257,800	352,400	372,400	449,800
	42	227,400	260,400	353,800	373,800	
	43	229,100	263,000	355,200	375,200	
	44	230,800	265,600	356,600	376,600	

45	232,500	268,100	358,100	378,100
46	234,200	270,600	359,500	379,400
47	235,900	273,100	360,900	380,700
48	237,600	275,600	362,300	382,000
49	239,200	278,100	363,700	383,500
50	240,800	280,600	365,100	384,800
51	242,400	283,100	366,500	386,100
52	244,000	285,600	367,900	387,400
53	245,700	288,000	369,500	388,900
54	247,300	290,600	370,900	390,200
55	248,900	293,200	372,300	391,500
56	250,500	295,800	373,700	392,800
57	252,100	298,400	375,300	394,000
58	253,500	300,900	376,300	395,100
59	254,900	303,400	377,300	396,300
60	256,300	305,900	378,300	397,500
61	257,600	308,500	379,500	398,600
62	259,100	310,800	380,500	399,700
63	260,600	313,100	381,500	400,800
64	262,100	315,400	382,500	401,900
65	263,700	317,900	383,700	403,200
66	265,200	320,000	384,700	404,200
67	266,700	322,100	385,700	405,200
68	268,200	324,200	386,700	406,200
69	269,800	326,300	387,800	407,100
70	271,200	328,400	388,800	408,000
71	272,600	330,500	389,800	408,900
72	274,000	332,600	390,800	409,800
73	275,400	334,800	392,000	410,900
74	276,600	336,900	392,700	411,600
75	277,800	339,000	393,400	412,300
76	279,000	341,100	394,100	413,000
77	280,300	343,200	394,700	413,600
78	281,500	345,000	395,400	414,100
79	282,700	346,800	396,100	414,600
80	283,900	348,600	396,800	415,100
81	285,000	350,500	397,400	415,700
82	286,100	352,100	398,100	416,100
83	287,200	353,700	398,800	416,500
84	288,300	355,300	399,500	416,900
85	289,300	357,000	400,100	417,300
86	290,300	358,300	400,800	417,700
87	291,300	359,600	401,500	418,100
88	292,300	360,900	402,200	418,500
89	293,200	362,200	402,800	418,900
90	293,900	363,400	403,200	419,300
91	294,600	364,600	403,600	419,700
92	295,300	365,800	404,000	420,100

93	295,900	367,000	404,400	420,400
94	296,400	368,000	404,800	420,800
95	296,900	369,000	405,200	421,200
96	297,400	370,000	405,600	421,600
97	298,100	371,100	406,000	421,900
98	298,700	371,900	406,400	
99	299,300	372,700	406,800	
100	299,900	373,500	407,200	
101	300,400	374,500	407,600	
102	300,700	375,300	408,000	
103	301,000	376,100	408,400	
104	301,300	376,900	408,800	
105	301,600	377,600	409,100	
106	301,800	378,300	409,400	
107	302,000	379,000	409,700	
108	302,200	379,700	410,000	
109	302,300	380,500	410,400	
110	302,400	381,200	410,700	
111	302,600	381,900	411,000	
112	302,800	382,600	411,300	
113	302,900	383,300	411,700	
114	303,100	384,000	412,000	
115	303,300	384,700	412,300	
116	303,500	385,400	412,600	
117	303,600	386,000	413,000	
118	303,700	386,500	413,300	
119	303,800	387,000	413,600	
120	303,900	387,500	413,900	
121	304,200	388,000	414,100	
122	304,300	388,500		
123	304,400	389,000		
124	304,500	389,500		
125	304,800	390,000		
126		390,400		
127		390,800		
128		391,200		
129		391,800		
130		392,200		
131		392,600		
132		393,000		
133		393,300		
134		393,600		
135		393,900		
136		394,200		
137		394,500		
138		394,800		
139		395,100		
140		395,400		

	141		395,700			
	142		396,000			
	143		396,200			
	144		396,500			
	145		396,600			
	146		396,900			
	147		397,200			
	148		397,500			
	149		397,700			
	150		398,000			
	151		398,300			
	152		398,600			
	153		398,800			
	154		399,100			
	155		399,400			
	156		399,700			
	157		399,900			
	158		400,200			
	159		400,500			
	160		400,800			
	161		401,000			
	162		401,300			
	163		401,600			
	164		401,900			
	165		402,100			
	166		402,400			
	167		402,700			
	168		403,000			
	169		403,200			
	170		403,500			
	171		403,800			
	172		404,100			
	173		404,300			
再任用 職員		224,300	273,000	300,400	327,300	409,300

備考

- 1 この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	298,300	371,100	406,700	470,400	492,400
	2	301,400	373,900	409,600	472,400	494,300
	3	304,500	376,700	412,500	474,500	496,200
	4	307,600	379,500	415,400	476,600	498,100
	5	310,600	382,300	418,200	478,600	500,000
	6	313,700	385,000	420,900	480,500	501,800
	7	316,800	387,700	423,600	482,400	503,600
	8	319,800	390,400	426,300	484,300	505,400
	9	322,800	393,000	429,000	486,400	507,300
	10	325,900	395,700	431,400	488,300	509,100
	11	329,000	398,400	433,900	490,200	510,900
	12	332,100	401,100	436,400	492,100	512,700
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	335,200	403,700	438,800	494,000	514,500
	14	338,200	406,300	441,000	495,600	516,300
	15	341,200	408,900	443,200	497,200	518,100
	16	344,200	411,500	445,400	498,800	519,900
	17	347,100	414,200	447,700	500,400	521,900
	18	350,000	416,600	449,800	501,800	523,700
	19	352,900	419,000	451,900	503,200	525,500
	20	355,800	421,400	454,000	504,600	527,300
	21	358,800	423,900	456,100	505,900	529,200
	22	361,700	426,300	458,100	507,200	530,900
	23	364,600	428,700	460,100	508,500	532,600
	24	367,500	431,100	462,100	509,800	534,300
	25	370,300	433,600	464,100	511,000	536,100
	26	372,900	435,800	466,000	512,200	537,800
	27	375,500	438,000	467,900	513,400	539,500
	28	378,100	440,200	469,800	514,600	541,200
29	380,600	442,500	471,900	515,900	542,800	
30	383,100	444,600	473,800	517,100	544,400	
31	385,600	446,800	475,700	518,300	546,100	
32	388,100	449,000	477,600	519,500	547,800	
33	390,700	451,100	479,500	520,700	549,400	
34	392,800	453,200	481,300	521,900	551,000	
35	394,900	455,300	483,100	523,100	552,600	
36	397,000	457,400	484,900	524,300	554,200	
37	399,200	459,500	486,800	525,500	556,000	
38	400,900	461,500	488,500	526,700	557,600	
39	402,600	463,500	490,200	527,900	559,200	
40	404,300	465,500	491,900	529,100	560,800	

41	405,900	467,500	493,800	530,400	562,600
42	407,200	469,300	495,100	531,600	564,200
43	408,500	471,100	496,400	532,800	565,800
44	409,800	472,900	497,700	534,000	567,400
45	411,100	474,600	499,000	535,300	569,200
46	412,300	476,300	500,200	536,500	570,800
47	413,500	478,000	501,400	537,700	572,400
48	414,700	479,700	502,600	538,900	574,000
49	415,900	481,600	503,900	540,100	575,800
50	417,000	482,900	505,000	541,300	577,400
51	418,100	484,200	506,100	542,500	579,000
52	419,200	485,500	507,200	543,700	580,600
53	420,300	487,000	508,500	544,900	582,300
54	421,200	488,200	509,500	546,100	583,900
55	422,100	489,400	510,500	547,300	585,500
56	423,000	490,600	511,500	548,500	587,100
57	423,800	491,900	512,400	549,600	588,600
58	424,600	493,000	513,400	550,800	590,000
59	425,400	494,100	514,400	552,000	591,400
60	426,200	495,200	515,400	553,200	592,800
61	427,000	496,500	516,300	554,300	594,300
62	427,700	497,500	517,300	555,400	595,600
63	428,400	498,500	518,300	556,500	596,900
64	429,100	499,500	519,300	557,600	598,200
65	429,700	500,400	520,200	558,900	599,700
66	430,300	501,200	521,200	559,900	600,800
67	430,900	502,000	522,200	560,900	601,900
68	431,500	502,800	523,200	561,900	603,000
69	432,300	503,600	524,100	562,900	604,300
70	432,900	504,400	525,100	563,800	605,400
71	433,500	505,200	526,100	564,700	606,500
72	434,100	506,000	527,100	565,600	607,600
73	434,700	506,700	528,000	566,600	608,700
74	435,300	507,400	528,900	567,500	
75	435,900	508,100	529,800	568,400	
76	436,500	508,800	530,700	569,300	
77	437,000	509,700	531,800	570,200	
78		510,400	532,700	571,100	
79		511,100	533,600	572,000	
80		511,800	534,500	572,900	
81		512,700	535,500	574,000	
82		513,400	536,400	574,900	
83		514,100	537,300	575,800	
84		514,800	538,200	576,700	

	85		515,600	539,200	577,800	
	86		516,300	540,100	578,700	
	87		517,000	541,000	579,600	
	88		517,700	541,900	580,500	
	89		518,600	542,800	581,600	
	90		519,300	543,600		
	91		520,000	544,400		
	92		520,700	545,200		
	93		521,600	546,100		
	94		522,300	546,900		
	95		523,100	547,700		
	96		523,900	548,500		
	97		524,600	549,300		
	98		525,300			
	99		526,100			
	100		526,900			
	101		527,600			
	102		528,400			
	103		529,200			
	104		530,000			
	105		530,500			
	106		531,300			
	107		532,100			
	108		532,900			
	109		533,600			
再任用 職員		294,900	347,000	398,000	465,500	509,500

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	171,800	209,500	251,500	283,000	341,300	370,600	390,100
	2	173,600	211,100	253,400	284,900	343,400	372,400	392,100
	3	175,400	212,700	255,300	286,700	345,600	374,300	394,100
	4	177,200	214,300	257,200	288,500	347,800	376,200	396,100
	5	179,000	215,800	259,000	290,400	349,900	378,000	398,200
	6	180,900	217,400	260,900	292,300	352,000	379,800	400,200
	7	182,800	219,000	262,800	294,200	354,100	381,600	402,200
	8	184,700	220,600	264,700	296,100	356,200	383,400	404,200
	9	186,400	222,200	266,600	298,100	358,400	385,100	406,400
	10	188,500	223,800	268,500	300,100	360,400	386,900	408,400
	11	190,600	225,400	270,400	302,100	362,400	388,700	410,400
	12	192,700	227,000	272,300	304,100	364,400	390,500	412,400
再 任 用 職 員	13	194,600	228,600	274,100	306,200	366,400	392,400	414,400
	14	196,600	230,300	276,000	308,200	368,300	394,200	415,900
	15	198,600	232,000	277,800	310,200	370,200	396,000	417,400
	16	200,600	233,700	279,600	312,200	372,100	397,800	418,900
	17	202,600	235,300	281,500	314,300	374,100	399,700	420,300
	18	204,200	237,300	283,400	316,500	376,000	401,400	421,400
	19	205,800	239,300	285,300	318,700	377,900	403,100	422,500
	20	207,400	241,300	287,200	320,900	379,800	404,800	423,600
以 外 の 職 員	21	208,800	243,200	289,100	323,200	381,700	406,400	424,700
	22	210,400	245,100	291,100	325,400	383,500	407,700	425,600
	23	212,000	247,000	293,100	327,600	385,300	409,000	426,500
	24	213,600	248,900	295,100	329,800	387,100	410,300	427,400
	25	215,400	250,800	297,000	332,000	389,100	411,800	428,400
	26	217,000	252,700	298,900	334,300	390,600	412,800	429,300
	27	218,600	254,600	300,800	336,600	392,100	413,900	430,200
	28	220,200	256,500	302,700	338,900	393,600	415,000	431,100
	29	221,900	258,400	304,700	341,100	395,300	416,000	432,100
	30	223,400	260,200	306,700	343,300	396,600	416,900	433,000
	31	224,900	262,000	308,700	345,500	397,900	417,800	433,900
	32	226,400	263,800	310,700	347,700	399,200	418,700	434,800
	33	228,000	265,600	312,600	350,100	400,500	419,700	435,800
	34	229,700	267,400	314,500	352,000	401,400	420,600	436,700
	35	231,400	269,100	316,400	353,900	402,300	421,500	437,600
	36	233,100	270,800	318,300	355,800	403,200	422,400	438,500
	37	234,700	272,600	320,200	357,700	404,100	423,400	439,400
	38	236,600	274,400	322,100	359,100	405,000	424,300	440,300
	39	238,500	276,200	324,000	360,500	405,900	425,200	441,200
	40	240,400	278,000	325,900	361,900	406,800	426,100	442,100

41	242,100	279,700	327,900	363,300	407,600	427,000	443,000
42	244,000	281,500	329,600	364,600	408,500	427,800	443,900
43	245,900	283,300	331,300	365,900	409,400	428,600	444,800
44	247,700	285,100	333,000	367,200	410,300	429,400	445,700
45	249,500	287,000	334,700	368,700	411,100	430,400	446,600
46	251,400	288,800	336,200	369,900	412,000	431,200	447,500
47	253,300	290,600	337,800	371,100	412,900	432,000	448,400
48	255,100	292,400	339,400	372,300	413,800	432,800	449,300
49	256,900	294,200	340,900	373,500	414,600	433,500	450,200
50	258,700	296,000	342,100	374,300	415,500	434,300	451,100
51	260,400	297,800	343,300	375,100	416,400	435,100	452,000
52	262,100	299,600	344,500	375,900	417,300	435,900	452,900
53	263,800	301,400	345,800	376,700	418,100	436,600	453,800
54	265,500	303,100	347,000	377,500	418,800	437,400	454,700
55	267,100	304,900	348,200	378,300	419,500	438,200	455,600
56	268,700	306,700	349,400	379,100	420,200	439,000	456,500
57	270,400	308,400	350,800	379,800	421,100	439,700	457,400
58	272,100	310,200	352,000	380,500	421,800	440,500	458,300
59	273,800	312,000	353,200	381,300	422,500	441,300	459,200
60	275,500	313,800	354,400	382,100	423,200	442,100	460,100
61	277,200	315,600	355,500	382,800	424,100	442,800	461,000
62	278,900	317,300	356,400	383,600	424,800	443,600	461,800
63	280,600	319,000	357,300	384,400	425,500	444,400	462,600
64	282,300	320,700	358,200	385,200	426,200	445,200	463,400
65	284,200	322,600	359,300	385,900	427,100	445,900	464,200
66	285,800	324,300	360,100	386,700	427,800	446,700	465,000
67	287,500	326,000	360,900	387,500	428,500	447,500	465,800
68	289,200	327,700	361,700	388,300	429,200	448,300	466,600
69	290,800	329,300	362,700	389,000	430,100	448,800	467,500
70	292,400	330,600	363,400	389,800	430,800	449,500	
71	294,000	332,000	364,100	390,600	431,500	450,200	
72	295,600	333,400	364,800	391,400	432,200	450,900	
73	297,400	334,700	365,600	392,100	433,100	451,600	
74	299,000	336,100	366,300	392,800	433,800		
75	300,600	337,500	367,000	393,500	434,500		
76	302,200	338,900	367,700	394,200	435,200		
77	303,700	340,400	368,600	395,100	435,900		
78	305,300	341,700	369,300	395,800	436,600		
79	306,900	343,000	370,000	396,500	437,300		
80	308,500	344,300	370,700	397,200	438,000		
81	310,200	345,600	371,600	398,100	438,900		
82	311,700	346,700	372,300	398,800			
83	313,200	347,800	373,000	399,500			
84	314,700	348,900	373,700	400,200			

85	316,100	350,000	374,600	401,100
86	317,400	350,800	375,300	401,800
87	318,700	351,600	376,000	402,500
88	320,000	352,400	376,700	403,200
89	321,200	353,300	377,600	404,000
90	322,400	354,000	378,300	404,700
91	323,600	354,700	379,000	405,400
92	324,800	355,400	379,700	406,100
93	325,900	356,200	380,500	406,900
94	327,100	356,900	381,200	407,600
95	328,300	357,600	381,900	408,300
96	329,500	358,300	382,600	409,000
97	330,900	359,100	383,400	409,800
98	332,100	359,800	384,100	410,500
99	333,300	360,500	384,800	411,200
100	334,500	361,200	385,500	411,900
101	335,600	362,000	386,300	412,500
102	336,700	362,700	387,000	413,200
103	337,800	363,400	387,700	413,900
104	338,900	364,100	388,400	414,600
105	340,000	364,900	389,200	415,400
106	341,000	365,600	389,900	
107	342,000	366,300	390,600	
108	343,000	367,000	391,300	
109	344,000	367,800	392,100	
110	344,900	368,500	392,800	
111	345,800	369,200	393,500	
112	346,700	369,900	394,200	
113	347,600	370,700	394,600	
114	348,500	371,400	395,200	
115	349,400	372,100	395,800	
116	350,300	372,800	396,400	
117	351,300	373,600	396,900	
118	352,200	374,300	397,400	
119	353,100	375,000	397,900	
120	354,000	375,700	398,400	
121	355,000	376,500	399,100	
122	355,900	377,200	399,600	
123	356,800	377,900	400,100	
124	357,700	378,600	400,600	
125	358,500	379,400	401,300	
126	359,300	380,100	401,800	
127	360,100	380,800	402,300	
128	360,900	381,500	402,800	

	129	361,600	382,300	403,500				
	130	362,300	383,000					
	131	363,000	383,700					
	132	363,700	384,400					
	133	364,400	385,100					
	134	365,100	385,800					
	135	365,800	386,500					
	136	366,500	387,200					
	137	367,200	387,900					
	138	367,900						
	139	368,600						
	140	369,300						
	141	370,000						
	142	370,700						
	143	371,400						
	144	372,100						
	145	372,800						
再任用 職員		234,500	263,500	269,000	279,200	307,300	348,600	379,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級
		給料月額
		円
	1	146,500
	2	147,600
	3	148,700
	4	149,800
	5	151,100
	6	152,400
	7	153,700
	8	155,000
	9	156,100
	10	157,500
	11	158,900
	12	160,300
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	161,600
	14	163,400
	15	165,200
	16	167,000
	17	168,600
	18	170,700
	19	172,800
	20	174,900
	21	177,000
	22	179,600
	23	182,200
	24	184,800
	25	187,200
	26	189,300
	27	191,400
	28	193,500
29	195,500	
30	197,500	
31	199,500	
32	201,500	
33	203,700	
34	205,700	
35	207,700	
36	209,700	
37	211,800	
38	213,800	
39	215,800	
40	217,800	

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級
		給料月額
		円
	41	219,800
	42	221,900
	43	224,000
	44	226,100
	45	228,200
	46	230,300
	47	232,400
	48	234,500
	49	236,500
	50	238,700
	51	240,800
	52	243,000
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	53	245,000
	54	247,000
	55	249,000
	56	251,000
	57	253,100
	58	255,100
	59	257,100
	60	259,100
	61	261,100
	62	263,200
	63	265,300
	64	267,400
	65	269,400
	66	271,400
	67	273,400
	68	275,400
69	277,600	
70	279,600	
71	281,600	
72	283,600	
73	285,700	
74	287,600	
75	289,500	
76	291,400	
77	293,300	
78	295,100	
79	296,900	
80	298,700	

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級
		給料月額
		円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	81	300,500
	82	302,300
	83	304,100
	84	305,900
	85	307,600
	86	309,300
	87	311,100
	88	312,900
	89	314,500
	90	316,100
	91	317,700
	92	319,300
	93	320,900
	94	322,100
	95	323,300
	96	324,500
	97	325,700
再任用 職員		205,000

別記第3 号俸の切替表

行政職給料表職務の級1級

旧号俸	新号俸
98	97
99	97
100	97
101	97

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

職員給与関係	頁
平成 31 年職員給与実態調査の概要	57
第 1 表 給料表適用人員	58
第 2 表 給料表適用人員の推移	58
第 3 表 平均給与月額推移	59
第 4 表 給料表別給与額等	60
第 5 表 給料表別・級別給料の月額等	62
第 6 表 給料表別・級別・号俸別人員	64
第 7 表 給料表別・級別・年齢別人員	80
第 8 表 給料表別・級別・経験年数別人員	82
第 9 表 給料表別・学歴別・性別人員構成	84
第 10 表 給料の特別調整額の支給状況	85
第 11 表 扶養手当の支給状況	86
第 12 表 住居手当の支給状況	87
第 13 表 通勤手当の支給状況	87
第 14 表 再任用職員の給料表別・級別人員	88
民間給与関係	
2019 年(平成 31 年)職種別民間給与実態調査の概要	89
第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数	91
第 16 表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	91
第 17 表 職種別給与額等	92
第 18 表 定期昇給制度の状況	98

第 19 表 賞与の配分状況	98
----------------------	----

国及び他の政令指定都市の職員の給与

第 20 表 国家公務員の平均給与月額等	99
----------------------------	----

第 21 表 政令指定都市職員の平均給与月額等	100
-------------------------------	-----

労働経済指標

第 22 表 労働経済指標	102
---------------------	-----

職 員 給 与 関 係

平成31年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するに当たっての基礎資料を得るため、平成31年4月1日を基準日として、職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、医療職給料表（一）及び医療職給料表（二））の適用を受ける職員を対象とした。ただし、次に該当する職員は調査から除外した。

- ・ 無給休職者
- ・ 育児休業中の者
- ・ 専従休職中の者
- ・ 無給で公益法人等に派遣されている者

3 調査の内容

給料表適用人員、給与額、経験年数、年齢、学歴等について調査した。

第1表 給料表適用人員

給料表 部局名	行政職	消防職	教育職(一)	教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
	人	人	人	人	人	人	人
市長部局	4,498	14			14	10	4,536
消防局	10	1,083					1,093
教育委員会	313		9	75			397
高等学校	16		233				249
特別支援学校	4		78				82
中等教育学校	4		55	1			60
小・中学校	229			4,330			4,559
幼稚園				2			2
その他	85						85
計	5,159	1,097	375	4,408	14	10	11,063

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第13表まで同じ。)

第2表 給料表適用人員の推移

年月 項目	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
人員	6,290 ^人	6,280 ^人	10,819 ^人	10,821 ^人	11,063 ^人
指数	100.0	99.8	172.0	172.0	175.9
対前年増減数 (同増減率)	△42 ^人 (△0.7%)	△10 ^人 (△0.2%)	+4,539 ^人 (+72.3%)	+2 ^人 (+0.0%)	+242 ^人 (+2.2%)

(注)1 指数については、平成27年4月の人員数を100としている。

2 平成29年4月から、県費負担教職員の給与負担等の権限が本市に移譲されたことに伴い、市立小学校及び中学校等の教職員が新たに対象となっている。

第3表 平均給与月額推移

その1 給料表適用職員

年月 種目	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
	円	円	円	円	円
給料	334,910	333,038	346,579	344,334	340,759
扶養手当	9,101	8,894	7,743	7,819	7,735
地域手当	21,440 (10,833)	21,300	21,792	21,681	21,463
計	365,451 (354,844)	363,232	376,114	373,834	369,957

(注)1 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額並びに給与構造改革における平成19年の給料表切替え又は給与制度の見直しにおける平成28年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 ()内は、給与減額措置適用後の額である(その2において同じ。)

その2 行政職給料表適用職員

年月 種目	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
	円	円	円	円	円
給料	331,296	329,992	326,903	325,452	324,316
扶養手当	7,607	7,475	7,160	7,195	7,194
地域手当	21,054 (10,573)	20,967	20,702	20,616	20,560
計	359,957 (349,476)	358,434	354,765	353,263	352,070

(注) 「給料」には、給与構造改革における平成19年の給料表切替え又は給与制度の見直しにおける平成28年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

第4表 給料表別給与額等

給料表 給与額等		行政職	消防職	教育職(一)
職員数		5,159 人	1,097 人	375 人
扶養親族を有する職員数		1,907 人	707 人	193 人
扶養親族数		3,673 人	1,568 人	389 人
給料総額		1,673,145,300 円	347,164,300 円	149,472,640 円
扶養手当総額		37,116,000 円	15,388,000 円	4,131,000 円
給料の特別調整額総額		51,101,600 円	6,891,200 円	1,076,200 円
地域手当総額		106,067,490 円	22,243,074 円	9,280,614 円
住居手当総額		40,710,300 円	7,844,300 円	2,216,700 円
その他		753,000 円	108,000 円	4,677,250 円
給与総額		1,908,893,690 円	399,638,874 円	170,854,404 円
職員一人当たり平均	給料額	324,316 円	316,467 円	398,594 円
	扶養手当額	7,194 円	14,027 円	11,016 円
	給料の特別調整額	9,905 円	6,282 円	2,870 円
	地域手当額	20,560 円	20,276 円	24,748 円
	住居手当額	7,891 円	7,151 円	5,911 円
	その他	146 円	98 円	12,473 円
給与額		370,012 円	364,301 円	455,612 円
平均経過年数		19.8 年	18.5 年	24.0 年
平均修学年数		14.7 年	13.9 年	15.9 年
平均年齢		41.6 歳	39.3 歳	47.0 歳

- (注) 1 「給料額」には、給与制度の見直しにおける平成28年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む(第5表
 2 消防職の「給料額」には、給料の調整額を含む(第5表における「給料」について同じ。)
 3 教育職(一)及び教育職(二)の「給料額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第5表における
 4 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時

教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
4,408 人	14 人	10 人	11,063 人
1,453 人	7 人	2 人	4,269 人
2,742 人	9 人	7 人	8,388 人
1,589,098,098 円	7,141,200 円	3,794,500 円	3,769,816,038 円
28,769,000 円	84,500 円	85,000 円	85,573,500 円
20,167,400 円	1,165,400 円	0 円	80,401,800 円
98,280,181 円	1,342,576 円	232,770 円	237,446,705 円
29,014,300 円	55,200 円	82,800 円	79,923,600 円
24,723,150 円	1,384,400 円	0 円	31,645,800 円
1,790,052,129 円	11,173,276 円	4,195,070 円	4,284,807,443 円
360,503 円	510,086 円	379,450 円	340,759 円
6,527 円	6,036 円	8,500 円	7,735 円
4,575 円	83,243 円	0 円	7,268 円
22,296 円	95,898 円	23,277 円	21,463 円
6,582 円	3,943 円	8,280 円	7,224 円
5,609 円	98,886 円	0 円	2,861 円
406,092 円	798,092 円	419,507 円	387,310 円
19.4 年	27.9 年	28.4 年	19.7 年
16.0 年	18.0 年	14.4 年	15.2 年
42.4 歳	52.6 歳	51.3 歳	41.9 歳

における「給料」について同じ。)

「給料」について同じ。)
制通信教育手当である。

第5表 給料表別・級別給料の月額等

行政職給料表						消防職			
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	1,886	229,573	29.6	7.0	15.3	1	408	231,758
	2	955	332,108	41.8	20.3	14.4	2	362	337,690
	3	1,343	379,029	50.8	29.8	14.0	3	201	382,250
	4	362	396,814	50.0	28.1	14.8	4	40	397,215
	5	351	424,164	52.5	30.4	15.0	5	54	425,767
	6	128	445,534	53.5	31.3	15.1	6	18	445,933
	7	107	474,266	54.9	32.4	15.6	7	13	471,223
	8	27	506,248	56.7	33.8	15.8	8	1	498,500
	計	5,159	324,316	41.6	19.8	14.7	計	1,097	316,467

教育職給料表(二)						医療職			
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	0	—	—	—	—	1	1	385,600
	2	3,948	351,638	41.0	18.0	16.0	2	6	496,917
	特2	64	429,775	52.7	29.8	16.0	3	6	534,283
	3	212	428,491	52.6	29.7	16.0	4	1	568,400
	4	184	448,292	57.1	34.2	16.0	5	0	—
	計	4,408	360,503	42.4	19.4	16.0	計	14	510,086

給料表			教育職給料表(一)						
1人当たり平均			区分	人員	1人当たり平均				
年齢	経験年数	修学年数			給料	年齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
27.6	6.3	14.5		1	3	286,173	35.3	12.7	14.7
41.4	20.6	13.5		2	348	395,584	46.7	23.6	15.9
51.2	31.1	13.4		特2	6	444,713	51.1	28.8	16.0
49.6	28.5	14.2		3	12	451,050	52.3	29.1	16.0
52.9	32.6	14.0		4	6	478,317	57.9	34.5	16.0
54.1	33.8	13.8							
55.5	34.0	14.8							
58.2	40.2	12.0							
39.3	18.5	13.9		計	375	398,594	47.0	24.0	15.9

給料表(一)			医療職給料表(二)						
1人当たり平均			区分	人員	1人当たり平均				
年齢	経験年数	修学年数			給料	年齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
39.1	10.1	18.0		1	0	—	—	—	—
49.5	25.4	18.0		2	3	328,000	45.1	19.3	14.0
56.4	32.0	18.0		3	4	389,925	52.5	31.9	14.0
62.7	36.3	18.0		4	3	416,933	55.8	32.8	15.3
—	—	—		5	0	—	—	—	—
				6	0	—	—	—	—
				7	0	—	—	—	—
52.6	27.9	18.0		計	10	379,450	51.3	28.4	14.4

第6表 給料表別・級別・号俸別人員

その1 行政職給料表(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

適用者総数 5,159人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2		1						
3								
4			1		1			
5	10							
6								
7								
8	7	1						
9	5							
10	1							
11	6	1						
12	13							
13	3	20	3					
14	5	3						
15	7	2						
16	5	1						
17	2	7	2					
18	10	2						
19	3	2	4					
20	10	1	1					
21	4	23	4					
22	7	5	1					
23	29	6						
24	7	7	2					
25	66	7	6					
26	37	9	3	1				
27	10	9	2					
28	77	11	4					1
29	13	12	7	1		1		
30	36	6	3					
31	9	4	4	2				
32	83	16	3	3				
33	20	12	8	1			1	
34	32	9	7	2	1			
35	18	10	5	2				
36	70	9	4		1			
37	22	20	9	2				
38	36	17	3	1	1			
39	14	15	8	3	1		1	
40	73	14	6	3	4			
41	23	12	7	3	2		1	
42	41	23	3	5	5			
43	28	7	7	6	3	1		2
44	65	14	8	3	3			
45	20	15	9	3	4	1		
46	25	26	5	6	4	1	3	2
47	22	7	12	3	3	2	1	1
48	64	26	3		4	2	5	2
49	22	16	9	2	6	1	5	2
50	35	23	8	1	5		5	3
51	33	13	14	5	8	3	6	3
52	84	16	13	6	12	4	7	1
53	33	14	24	4	10	3	9	3
54	30	16	10	2	15	2	10	3
55	31	15	18	2	10	2	7	
56	70	15	16	2	12	2	5	
57	25	15	27	5	17	5	3	2
58	29	13	39	8	9	5	2	1
59	34	18	31	4	10	2		1
60	36	25	22	9	12	3	2	

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	39	16	24	3	19	2	5	
62	36	27	24	5	20	3	3	
63	13	9	27	6	16	4	3	
64	34	16	25	7	10	3	4	
65	24	13	27	8	16	1	3	
66	19	19	27	1	7	5	2	
67	22	19	27	3	11	5	1	
68	20	16	18	8	5	2	3	
69	18	30	21	7	10	6	1	
70	21	35	17	4	3	3	1	
71	29	9	7	5	5	6	2	
72	8	10	17	4	1	5		
73	17	29	13	11	3	5	6	
74	6	15	17	1	4	7		
75	12	13	15	12	4	8		
76	11	17	6	8	5	9		
77	6	14	12	6	7	14		
78	1	18	11	8	7			
79	9	16	6	6	3			
80	12	13	13	5	3			
81	6	7	14	9	1			
82		3	20	4	7			
83	1		11	8	1			
84	3		11	5	2			
85	2		9	14	18			
86	2		10	5				
87	2		29	13				
88	2		18	5				
89	1		24	18				
90			16	7				
91	1		35	5				
92	1		21	7				
93			26	5				
94			49	9				
95	2		56	1				
96	2		63	1				
97	2		46	2				
98			48	6				
99	1		22					
100			17	4				
101	1		19	1				
102			3	5				
103			6	2				
104			2					
105			1	8				
106			1					
107			4					
108			4					
109			1					
110			1					
111			2					
112			2					
113			4					
114			1					
115								
116								
117			8					
計	1,886	955	1,343	362	351	128	107	27

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示す(以下その6まで同じ。)

その2 消防職給料表(消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 1,097人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2		1						
3		1						
4								
5	8							
6		1						
7								
8	4							
9	2							
10								
11	2	1						
12	2							
13	1							
14	2							
15	1							
16	6							
17	3							
18	2	6						
19	5	1	1					
20	4		1					
21	17							
22	7	1						
23	1	1	1					
24	28	4						
25	2		1					
26	13	2	2					
27	1	5						
28	26	2						
29	3		1					
30	8	5						
31	1	3	1					
32	26	4						
33	4	3						1
34	11	10					1	
35	1	7	1					
36	14	6	2				1	
37		1	3	1				
38	12	7	1		1			
39	1	3	1	1				
40	20	9	1					
41	2	1			2		2	
42	7	8	2		1	1		
43	2	5	3	1	1		1	
44	11	4	3	1			2	
45	3	8	1	2			1	
46	5	5			2		1	
47	4	9	1		4	1	1	
48	6	2			1	1		
49	1	8	2		1			
50	15	4	3		2		1	
51	4	3	3	1	2			
52	6	5	5		4	1		
53	2	8	1		4			
54	6	3	4	1	3	1	1	
55	2	7	5		3	2		
56	10		5	1	1			
57	4	6	9	1	2		1	
58	5	3	5	1	3			
59	8	4	2		1			
60	7	4	2		3	1		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	5	5	2	4		2		
62	4	4	1	1	2	2		
63	9	1	5					
64	7	3	7	3	1			
65	1	7	1	2	2	3		
66	4	2	3			2		
67	5	12	6	2		1		
68	6	3	6	1	2			
69	4	16	4	1	3			
70	5	6	4		1			
71	2	9	3	2				
72	3	13			1			
73	1	3	2	1	1			
74	2	13	1	1				
75		3	1					
76	2	9	1	1				
77		2	3	2				
78		5	1	2				
79		4	1					
80		6	2					
81		3	3	2				
82		12	2	1				
83		7	7					
84		8	5					
85		1	3	1				
86		9	2					
87		1	5					
88		5	8					
89			6	1				
90		8	5	1				
91		1	7					
92			2					
93			1					
94			4					
95			1					
96			3					
97			1					
98								
99			7					
100								
101			2					
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	408	362	201	40	54	18	13	1

その3 教育職給料表(一)(高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 375人

号俸	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			3			
8						
9						
10			1			
11			3			
12			2			
13						
14			1			
15			2			
16						
17			1			
18			2			
19			1			
20			1			
21			1			
22			1			
23			5			
24			1			
25			1			
26						
27			3			
28			1			
29						
30			1			
31			3			
32						
33						
34						
35						1
36			1			
37			1			
38						
39						
40			2			
41						5
42			2			
43			2			
44			1			
45			1			
46						
47			1			
48			1			
49			1			
50			2			
51			6			
52			3			
53			1			
54					1	
55					1	
56			2			
57						
58		1				
59			2			
60			2		1	

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
61					
62					
63			1		2
64			2		
65			1		
66			3		
67					
68			1		1
69			2		
70			2		
71			3		2
72			1		
73					
74			2		
75					
76					
77			1		1
78	1				
79				1	1
80			2		
81	1		5		2
82			2		
83			2		
84					
85			1		
86			1		
87				1	
88			2		
89					
90			1		
91			3		
92			1		
93			1		
94			1		
95			2		
96			5		
97			5		
98			4	1	
99			2		
100			1		
101			3		
102			6		
103				1	
104			4		
105			3		
106			3		
107			3		
108			4		
109			3	1	
110			3	1	
111			1		
112			7		
113			1		
114			3		
115			1		
116			5		
117			2		
118			2		
119			3		
120			4		

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121			2		
122			2		
123			1		
124			7		
125			2		
126			2		
127			3		
128			3		
129			4		
130			5		
131			2		
132			2		
133			4		
134			8		
135			4		
136			4		
137			9		
138			2		
139			3		
140			1		
141			8		
142			10		
143			7		
144			9		
145			5		
146			5		
147			3		
148			1		
149			2		
150			3		
151					
152			1		
153					
154					
155			3		
156					
157			1		
158					
159			2		
160					
161			2		
162			2		
163			1		
164			3		
165			24		
計	3	348	6	12	6

その4 教育職給料表(二) (幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)
適用者総数 4,408人

号俸	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19			157			
20						
21						
22			68			
23			38			
24			7			
25			4			
26			74			
27			32			
28			14			
29			7			
30			12			2
31			80			34
32			10			
33			20			4
34			16			9
35			72			26
36			1			7
37			20			13
38			19			16
39			51			1
40			24			5
41			20			67
42			58			
43			24			
44			25			
45			16			
46			52			
47			14			
48			18			
49			13			
50			28			
51			35			
52			45			
53			19			
54			53			
55			56			
56			23			
57			30			
58			49			
59			28			
60			28			

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
61		40			
62		22			
63		36		1	
64		18			
65		43			
66		22			
67		15			
68		1			
69		19			
70		11		1	
71		25			
72		17			
73		29		2	
74		18		3	
75		44		1	
76		12			
77		22		5	
78		15		4	
79		31	1	3	
80		24		3	
81		29		5	
82		18		2	
83		32	2	2	
84		26	2	3	
85		29	1	15	
86		21	1	2	
87		31	1	1	
88		12		1	
89		23		2	
90		18		1	
91		33	1	4	
92		11		21	
93		18		9	
94		14		4	
95		16		9	
96		19		5	
97		3	1	103	
98		1			
99		3	1		
100		17			
101		10			
102		15			
103		8	2		
104		6			
105		20			
106		19	1		
107		15			
108		15			
109		7			
110		17	1		
111		16			
112		17			
113		14	12		
114		19	1		
115		5			
116		27			
117		13	2		
118		12			
119		14	1		
120		4	1		

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121		21	32		
122		4			
123		15			
124		13			
125		9			
126		6			
127		7			
128		6			
129		7			
130		2			
131		22			
132		1			
133		14			
134		1			
135		16			
136		7			
137		13			
138		10			
139		3			
140		7			
141		6			
142		7			
143		8			
144		1			
145		7			
146		2			
147		12			
148		1			
149		5			
150		9			
151		11			
152		7			
153		3			
154		9			
155		7			
156		14			
157		14			
158		2			
159		15			
160		1			
161		21			
162		4			
163		9			
164		4			
165		8			
166		25			
167		6			
168		28			
169		21			
170		16			
171		20			
172		31			
173		959			
計	0	3,948	64	212	184

その5 医療職給料表(一)(保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 14人

級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31	1				
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47			1		
48					
49			1		
50					
51					
52					
53					
54					
55			1		
56					
57					
58					
59				1	
60					

号俸 \ 級	1	2	3	4	5
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68		1			
69					
70			1		
71					
72					
73					
74					
75				1	
76				1	
77					
78		1			
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87				1	
88					
89					
90		1			
91					
92			1		
93					
94					
95					
96					
97				1	
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計	1	6	6	1	0

その6 医療職給料表(二)(保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 10人

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58			1				
59							
60							

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72		1					
73							
74							
75							
76							
77		1					
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89			1				
90							
91			1				
92							
93							
94							
95							
96					1		
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105					2		
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119			1				
120			1				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
計	0	3	4	3	0	0	0

第7表 給料表別・級別・年齢別人員

給料表	年齢 級	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
		行政職	1	7	10	29	20	97	116	142	111	139	133	125	133	154	133	108	89	74	78	41
	2														17	22	18	16	14	57	39	63
	3															2	3	4	8	13	20	20
	4																			1	2	6
	5												1									
	6																					
	7																					
	8																					
	計	7	10	29	20	97	116	142	111	139	133	125	134	154	150	132	110	94	100	112	98	110
消防職	1	3	9	6	10	28	34	39	41	32	37	20	25	16	18	31	22	18	14	3	1	1
	2										2	1		8	3	8	7	10	14	10	36	21
	3																	1	1	3	3	4
	4																					
	5																					
	6																					
	7																					
	8																					
	計	3	9	6	10	28	34	39	41	32	39	21	25	24	21	39	29	29	29	16	40	26
教育職(一)	1											1									1	
	2					2	5	4	4	6	6	3	3	5	5	2	4	5	5	3	6	5
	特2																					
	3																					
	4																					
	計					2	5	4	4	6	6	4	3	5	5	2	4	5	5	3	7	5
教育職(二)	1																					
	2					108	119	131	127	110	96	114	124	123	127	96	114	101	88	105	84	92
	特2																					
	3																					
	4																					
	計					108	119	131	127	110	96	114	124	123	127	96	114	101	88	105	84	92
医療職(一)	1																					
	2																					
	3																					
	4																					
	5																					
	計																					
医療職(二)	1																					
	2																					
	3																					
	4																					
	5																					
	6																					
	7																					
	計																					
総計		10	19	35	30	235	274	316	283	287	274	264	286	306	303	269	257	229	222	236	229	233

(単位:人、歳)

39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60以上	計	平均年齢
12	15	10	8	4	8	2	4	3	2	1	4	2	1		2		1	4	3	1	2	1,886	29.6
59	73	70	74	69	78	99	83	99	2	2	1											955	41.8
26	22	20	23	39	33	41	35	24	122	105	69	92	57	81	77	93	87	86	70	71		1,343	50.8
5	3	11	15	15	13	24	19	21	23	16	16	30	22	20	20	14	18	24	11	13		362	50.0
	1	1	5	9	16	9	14	13	24	15	20	20	28	19	20	27	28	25	37	19		351	52.5
		1				7	7	4	4	5	4	11	5	8	13	19	10	10	13	7		128	53.5
			1					1	3	3	3	7	6	15	17	6	16	8	9	11	1	107	54.9
		1													4	4	2	5	4	7		27	56.7
102	114	114	126	136	148	182	162	165	180	147	117	162	119	143	153	163	162	162	147	129	3	5,159	41.6
																						408	27.6
27	13	17	20	38	32	23	22	25	25													362	41.4
4	3	4	4	6	5	2	2	2	4	20	15	17	16	7	14	10	16	10	14	14		201	51.2
	2	4		1		4	1	2	6	1	3	3	4	1		2		3	2	1		40	49.6
			1	1	2	1	1	2	2	2	5	5	3	5	4	3	4	8	2	3		54	52.9
								2		2		1	2	2	1	3		1		4		18	54.1
												1	2	2	1	1	2		3	1		13	55.5
																			1			1	58.2
31	18	25	25	46	39	30	26	33	37	25	23	27	27	17	20	19	22	22	22	23		1,097	39.3
1																						3	35.3
6	8	6	9	10	9	14	17	15	15	10	13	15	11	14	25	16	17	11	14	20		348	46.7
							1			1	1	1	1					1				6	51.1
							1			2	2	1	2	1	1	1				1		12	52.3
																1	1		2	2		6	57.9
7	8	6	9	10	9	14	19	15	15	13	16	17	14	15	26	18	18	12	16	23		375	47.0
																						0	—
99	82	62	83	69	77	83	98	72	79	81	86	108	114	122	147	130	126	136	124	111		3,948	41.0
				2	1	4	1	3	4	4	5	7	4	1	5	3	6	2	3	9		64	52.7
						2	4	10	10	15	20	33	26	19	22	18	14	12	6	1		212	52.6
											2	2	2	10	14	22	29	24	40	38	1	184	57.1
99	82	62	83	71	78	89	103	85	93	100	113	150	146	152	188	173	175	174	173	159	1	4,408	42.4
1																						1	39.1
			1		1		1			1				1							1	6	49.5
											1	1	1					1			2	6	56.4
																					1	1	62.7
																						0	—
1			1		1		1			1		1	1	2				1			4	14	52.6
																						0	—
				1		1	1															3	45.1
										2						1	1					4	52.5
																2	1					3	55.8
																						0	—
																						0	—
																						0	—
				1		1	1			2						3	2					10	51.3
240	222	207	244	264	275	316	312	298	325	288	269	357	307	329	387	376	379	371	358	334	8	11,063	41.9

第8表 給料表別・級別・経験年数別人員

給料表	級	経験年数																					
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
行政職	1	102	125	166	123	154	124	154	168	183	124	120	99	62	53	24	27	12	20	14	7	4	
	2									1	27	27	24	24	31	50	33	46	53	40	47	64	
	3											3	6	9	15	22	25	26	16	20	21	27	
	4															2	8	11	11	10	12	13	
	5								1										1	1	8	13	
	6																			1		1	
	7																						1
	8																					1	
	計		102	125	166	123	154	124	155	168	184	151	150	129	95	99	98	93	95	101	86	96	123
消防職	1	27	35	35	41	25	41	29	42	23	21	26	17	15	11	11	4	5					
	2						2	1		5	4	5	8	14	20	13	18	23	21	14	16	20	
	3											1	1	2	3	2	4	3	4	1	3	4	
	4																		1	2	2		
	5																					1	
	6																						
	7																						
	8																						
	計		27	35	35	41	25	43	30	42	28	25	32	26	31	34	26	26	31	26	17	22	24
教育職(一)	1											1			1	1							
	2	3	6	4	5	10	2	3	3	5	3	6	4	3	6	6	6	6	6	5	7	13	
	特2																						
	3																						
	計	3	6	4	5	10	2	3	3	5	3	7	4	3	7	7	6	6	6	5	7	13	
教育職(二)	1																						
	2	140	125	137	128	102	104	139	122	139	124	107	110	97	108	96	108	80	87	76	88	72	
	特2																					2	
	3																						
	計	140	125	137	128	102	104	139	122	139	124	107	110	97	108	96	108	80	87	76	88	74	
医療職(一)	1											1											
	2														1								
	3																						
	4																						
	5																						
	計											1			1								
医療職(二)	1																						
	2																	1				1	
	3																						
	4																						
	5																						
	6																						
	計																	1				1	
総計		272	291	342	297	291	273	327	335	356	303	297	269	226	249	227	233	213	220	184	214	234	

(単位:人、年)

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41以上	計	平均 経 験 年 数	
4	4	2	1	1	2	1	3	2	1												1,886	7.0	
50	71	68	75	59	57	57	26	23	1		1										955	20.3	
32	23	22	26	37	57	56	90	58	102	87	61	54	38	61	74	83	62	64	40	26	1,343	29.8	
10	17	14	12	9	22	24	16	19	15	17	18	12	15	10	18	14	8	15	5	5	362	28.1	
9	12	15	21	11	14	19	14	23	17	19	18	23	14	15	14	14	18	16	16	5	351	30.4	
1		10	7	3	5	4	8	9	6	18	5	6	7	5	10	6	6	3	7		128	31.3	
			1	1	5	3	7	5	10	23	4	7	12	4	9	7	4		3	1	107	32.4	
							1		1	1	3	5	3	4	2	5				1	27	33.8	
106	127	131	143	121	162	164	165	139	153	165	110	107	89	99	127	129	98	98	71	38	5,159	19.8	
																					408	6.3	
6	16	11	20	34	29	19	23	12	8												362	20.6	
3	2		4	4	5	9	8	7	10	19	4	16	13	5	9	9	12	12	10	12	201	31.1	
2		1	4	4	3	2	1	1		1	5	3	3			1	1	1	1	1	40	28.5	
	3		1	3	1			1	6	4	6	9	3	3			3	7	2	1	54	32.6	
		1		1	1	1		1			1	1	2	2		3		1	1	2	18	33.8	
							1	2	1	1	1	1	1	1		2	1		2		13	34.0	
																				1	1	40.2	
11	21	13	29	46	39	31	33	24	25	25	17	30	22	10	9	15	17	21	17	16	1,097	18.5	
																					3	12.7	
10	12	16	17	11	13	13	13	14	14	21	24	13	11	16	16	1		1			348	23.6	
			1			2	1	1						1							6	28.8	
			1		1	2	1	3	1	1	1			1							12	29.1	
											1	2	1	1	1						6	34.5	
10	12	16	19	11	14	17	15	18	15	22	26	15	12	19	17	1		1			375	24.0	
																					0	—	
67	91	73	78	77	71	80	94	138	105	137	117	131	140	113	101	41	2	2	1		3,948	18.0	
3	2	3	1	2	7	2	6	5	2	3	5	3	6	4	5	3					64	29.8	
2		5	8	10	13	13	31	34	22	22	14	12	17	7	1	1					212	29.7	
						2	1	3	8	12	18	26	26	41	30	17					184	34.2	
72	93	81	87	89	91	97	132	180	137	174	154	172	189	165	137	62	2	2	1		4,408	19.4	
																					1	10.1	
1	1					1				1						1					6	25.4	
					1		1	1				1				1	1				6	32.0	
															1						1	36.3	
																					0	—	
1	1				1	1	1	1		1		1			1	2	1				14	27.9	
																					0	—	
	1																				3	19.3	
						1		1						1	1						4	31.9	
										1		1	1								3	32.8	
																					0	—	
																					0	—	
																					0	—	
	1					1		1		1		1	1	1	1						10	28.4	
200	255	241	278	267	307	311	346	363	330	388	307	326	313	294	292	209	118	122	89	54	11,063	19.7	

第9表 給料表別・学歴別・性別人員構成

学歴別 給料表 ・性別		学 歴 別 人 員 構 成								性別人員構成	
		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒			
		人員	率	人員	率	人員	率	人員	率	人員	率
全	男	4,659	75.4	139	2.3	1,373	22.2	5	0.1	6,176	55.8
	女	3,748	76.7	699	14.3	438	9.0	2	0.0	4,887	44.2
	計	8,407	76.0	838	7.6	1,811	16.4	7	0.1	11,063	100.0
行政職	男	1,810	65.7	118	4.3	823	29.9	3	0.1	2,754	53.4
	女	1,378	57.3	603	25.1	422	17.5	2	0.1	2,405	46.6
	計	3,188	61.8	721	14.0	1,245	24.1	5	0.1	5,159	100.0
消防職	男	507	47.5	13	1.2	545	51.1	2	0.2	1,067	97.3
	女	14	46.7	2	6.7	14	46.7	0	0.0	30	2.7
	計	521	47.5	15	1.4	559	51.0	2	0.2	1,097	100.0
教育職(一)	男	250	97.3	2	0.8	5	1.9	0	0.0	257	68.5
	女	114	96.6	3	2.5	1	0.8	0	0.0	118	31.5
	計	364	97.1	5	1.3	6	1.6	0	0.0	375	100.0
教育職(二)	男	2,086	99.7	6	0.3	0	0.0	0	0.0	2,092	47.5
	女	2,232	96.4	83	3.6	1	0.0	0	0.0	2,316	52.5
	計	4,318	98.0	89	2.0	1	0.0	0	0.0	4,408	100.0
医療職(一)	男	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	42.9
	女	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	57.1
	計	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	100.0
医療職(二)	男	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	女	2	20.0	8	80.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
	計	2	20.0	8	80.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0

(注)1 学歴は、給与決定上の学歴である。

2 端数処理の関係上、学歴別人員構成の率の欄の合計が100%とならない場合がある。

第10表 給料の特別調整額の支給状況

区分 受給職員	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	計	受給職員 1人あたり 平均手当額
給料表 適用職員	人 24	人 31	人 75	人 365	人 223	人 185	人 223	人 1,126	円 71,405
行政職 給料表 適用職員	23	29	62	323	176	0	0	613	83,363

(注) 各区分に該当する職は以下のとおりである。

- 1種・・・危機管理監、局長、区長等
- 2種・・・理事、次長、副区長等
- 3種・・・部長等
- 4種・・・参事、課長等
- 5種・・・主幹、高等学校長、中等教育学校長、特別支援学校長等
- 6種・・・小中学校校長、高等学校副校長、幼稚園長
- 7種・・・高等学校教頭、中等教育学校教頭、特別支援学校教頭、
小中学校教頭、幼稚園副園長等

第11表 扶養手当の支給状況

その1 受給職員数及び平均扶養親族数

受給職員 区分	扶養親族数					受給職員1人 当たり平均 扶養親族数
	受給職員数	扶養親族 1人	扶養親族 2人	扶養親族 3人	扶養親族 4人以上	
給料表 適用職員	人 4,269	人 1,569	人 1,540	人 927	人 233	人 1.96
行政職 給料表 適用職員	人 1,907	733	678	406	90	1.93

(注)「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう(その2において同じ。)

その2 扶養親族数及び平均手当月額

受給職員 区分	扶養親族数	配偶者 6,500円	子		左記以外の 扶養親族 6,500円	受給職員1人 当たり平均 手当月額
			10,000円	うち特定 期間にある子 +5,000円		
給料表 適用職員	人 8,388	人 2,041	人 6,049	人 1,976	人 298	円 20,045
行政職 給料表 適用職員	人 3,673	916	2,589	836	168	19,463

(注)「特定期間にある子」とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第12表 住居手当の支給状況

区分 住居の種類及び手当額		受給職員数		受給職員1人当たり平均手当月額	
		給料表適用職員	行政職給料表適用職員	給料表適用職員	行政職給料表適用職員
借家・借間	6,600円未満	人 0	人 0	円 26,856	円 26,907
	6,600円以上10,600円未満	0	0		
	10,600円以上27,600円未満	601	276		
	27,600円	2,375	1,237		
計		2,976	1,513	-	-

第13表 通勤手当の支給状況

区分		受給職員	給料表適用職員	行政職給料表適用職員
		受給職員数		
交通機関等 利用者	受給職員数	3,022人		2,571人
	1人当たり平均手当月額	11,771円		11,881円
交通用具 使用者	受給職員数	6,937人		1,678人
	1人当たり平均手当月額	7,667円		7,368円
交通機関等及 び交通用具の 併用者	受給職員数	554人		506人
	1人当たり平均手当月額	16,612円		16,267円
非該当職員数		550人		404人
計		11,063人		5,159人

第14表 再任用職員の給料表別・級別人員

給料表	計	級								
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職	人 360 (80)	人	人 301 (72)	人	人 42 (4)	人 13	人 1 (1)	人	人 3 (3)	人
消防職	44		40		4					
教育職(一)	29 (12)		29 (12)							
教育職(二)	115 (115)		115 (115)							
医療職(一)	0									
医療職(二)	4		4							

(注) ()内は、フルタイム勤務職員の数(内数)である。

民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を民間の給与と比較検討するに当たっての基礎資料を得るため、仙台市内の民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、宮城県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

平成31年4月最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の仙台市内における全産業606事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した仙台市内の民間事業所を産業、規模等によって17層に層化し、これらの層から167事業所を無作為抽出法によって抽出した。調査の完結した事業所は第15表に示すとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 調査実人員

調査実人員及び調査職種該当者(母集団)の推定数は、次のとおりである。

調査実人員 7,475 人 (うち初任給関係職種 348 人)

調査職種該当者(母集団) 34,008 人 (うち初任給関係職種 1,256 人)

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元した。

第15表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人～2,999人	500人～999人	100人～499人	50人～99人
産業計	事業所 151	事業所 44	事業所 30	事業所 14	事業所 44	事業所 19
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	27	8	10	3	4	2
製造業	20	8	6	—	5	1
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	37	10	6	2	13	6
卸売業、小売業	21	1	3	2	12	3
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	8	7	1	—	—	—
各種サービス、教育、学習支援業、医療、福祉	38	10	4	7	10	7

(注) 上記のほか、調査実施に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が16事業所あった。

第16表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円	
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	196,397	203,570	184,534	184,917
		短大卒	174,176	178,949	165,833	162,000
		高校卒	161,299	165,301	157,134	149,967
	新卒技術者	大学卒	204,211	211,171	189,548	192,940
		短大卒	181,143	185,334	170,761	178,625
		高校卒	166,906	169,410	160,836	169,667
	事務・技術計	大学卒	198,998	206,226	185,968	188,564
		短大卒	176,515	181,155	167,255	170,313
		高校卒	163,199	166,866	158,141	156,533

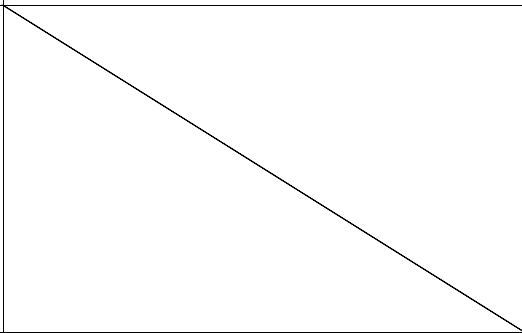
(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当等所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

第17表 職種別給与額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	27	52.8	839,534	39	839,496
	工 場 長	3	47.4	608,146	37,083	571,062
	事 務 部 長	207	53.1	677,789	816	676,973
	技 術 部 長	114	52.8	735,223	1,723	733,499
	事 務 部 次 長	67	51.4	679,704	1,213	678,491
	技 術 部 次 長	75	52.5	754,905	10,493	744,412
	事 務 課 長	503	49.1	583,631	7,724	575,907
	技 術 課 長	403	48.6	601,544	25,071	576,473
	事 務 課 長 代 理	216	45.9	533,963	34,406	499,556
	技 術 課 長 代 理	173	45.8	531,032	48,045	482,987
	事 務 係 長	530	43.9	460,991	64,182	396,810
	技 術 係 長	239	45.5	503,183	90,102	413,081
	事 務 主 任	415	41.6	373,591	50,737	322,854
	技 術 主 任	387	42.0	419,953	67,737	352,216
	事 務 係 員	1,810	36.9	301,011	34,594	266,416
	技 術 係 員	1,159	33.3	353,858	74,622	279,236
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	46.0	196,597	8,971	187,627
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	x	x	x	x	x

(注)1 「中間職(部長—課長間)」、「中間職(課長—係長間)」、「中間職(係長—係員間)」とは、それぞれ()内の付けられる者をいう。

2 「x」は、調査実人員が1 人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職8級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級 企業規模100人未満 行政職6級
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職7級 企業規模100人以上500人未満 行政職6・5 級 企業規模100人未満 行政職5級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	行政職4・3級
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	企業規模500人以上 行政職6・5級 企業規模100人以上500人未満 行政職4・3 級 企業規模100人未満 行政職4・3級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	行政職4・3級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職4・3級 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 企業規模100人未満 行政職2級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等 と認められる主任 中間職(係長－係員間)	企業規模500人以上 行政職2級 企業規模100人以上500人未満 行政職1級 企業規模100人未満 行政職1級
	行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	

役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が()内の役職の間に位置

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	x	x	x	x	x
	大 学 副 学 長	2	59.0	730,673	0	730,673
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 教 授	38	56.6	763,482	51,182	712,300
	大 学 准 教 授	37	50.4	719,158	91,284	627,874
	大 学 講 師	29	45.3	725,401	133,110	592,291
	大 学 助 教	33	42.0	665,260	92,167	573,092
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	4	59.3	579,589	0	579,589
	高 等 学 校 教 諭	68	46.8	480,344	602	479,741
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	17	50.4	659,725	14,506	645,219
	研 究 室 (係) 長	28	46.4	570,334	99,394	470,939
	主 任 研 究 員	45	47.0	527,533	57,555	469,978
	研 究 員	38	37.0	370,587	48,898	321,689
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	67.6	1,644,032	0	1,644,032
	副 院 長	7	56.1	1,240,243	38,957	1,201,287
	医 科 長	5	54.1	1,122,340	35,535	1,086,805
	医 師	23	36.0	953,640	119,453	834,187
	歯 科 医 師	2	47.0	837,274	29,309	807,965

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

備	考
<p>構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)</p> <p>2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長</p> <p>構成員3人以上の室(係)の長</p> <p>下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)</p>	
<p>部下に医師又は歯科医師5人以上</p> <p>上記病院長に事故等のあるときの職務代行者</p> <p>部下に医師又は歯科医師1人以上</p>	

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
医 療 関 係	薬 局 長	6	53.6	583,475	100,862	482,614
	薬 剤 師	31	32.5	396,136	53,456	342,680
	診 療 放 射 線 技 師	38	44.9	438,727	39,119	399,608
	臨 床 検 査 技 師	41	42.2	425,563	72,023	353,540
	栄 養 士	24	35.5	336,239	26,895	309,344
	理 学 療 法 士	29	37.9	354,636	31,503	323,133
	作 業 療 法 士	26	35.0	310,560	17,235	293,326
職 種	総 看 護 師 長	6	54.6	541,310	4,189	537,121
	看 護 師 長	59	47.8	462,749	34,318	428,432
	看 護 師	132	35.9	358,977	25,305	333,672
	准 看 護 師	22	46.4	323,305	12,701	310,604

備	考
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	

第18表 定期昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員		93.2	36.9	79.5	56.1	6.8
課長級		86.9	30.0	74.7	50.9	13.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 賞与の配分状況

(単位:%)

	係員		課長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
平成30年冬季	56.1	43.9	49.1	50.9

国及び他の政令指定都市の
職 員 の 給 与

第20表 国家公務員の平均給与月額等

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	平成31年4月	平成30年4月	平成31年4月	平成30年4月
	円	円	円	円
俸給	329,433	329,845	338,969	339,120
扶養手当	10,059	10,429	10,320	10,649
俸給の特別調整額	12,659	12,481	11,953	11,883
地域手当等	43,540	43,062	43,096	42,546
住居手当	6,121	5,893	5,675	5,453
その他	9,311	9,230	7,670	7,579
計	411,123	410,940	417,683	417,230
平均年齢	43.4 歳	43.5 歳	43.1 歳	43.1 歳

(注)1 「俸給」には、俸給の調整額を含む。また、平成30年4月の俸給には、差額基本手当を含む。

2 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

3 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第21表 政令指定都市職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

(平成31年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	325,959	9,041	10,469	345,469	40.6
さいたま市	323,918	7,388	50,837	382,143	39.1
静岡市	340,085	7,950	18,443	366,478	40.7
浜松市	345,098	8,939	10,943	364,980	42.1
名古屋市	333,628	7,634	50,922	392,184	40.7
京都市	341,042	9,097	35,614	385,753	41.2
神戸市	338,453	9,249	42,741	390,443	41.0
岡山市	345,989	8,940	11,097	366,026	42.1
広島市	328,333	7,765	34,292	370,390	40.6
北九州市	353,255	11,217	11,392	375,864	43.2
福岡市	330,283	8,730	34,548	373,561	40.0
仙台市	340,759	7,735	21,463	369,957	41.9

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 京都市には、技能職員を含む。

3 令和元年10月1日現在、人事委員会勧告を行った都市について掲載した(その2において同じ。)

その2 行政職給料表適用職員(事務・技術系)

(平成31年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	298,725	8,364	9,620	316,709	39.2
さいたま市	310,891	7,687	49,199	367,777	39.2
静岡市	320,957	10,151	19,538	350,646	39.6
浜松市	331,410	10,148	10,758	352,316	42.8
名古屋市	312,704	7,298	48,932	368,934	40.5
京都市	330,916	8,992	34,674	374,582	41.4
神戸市	323,076	8,696	41,139	372,911	41.1
岡山市	336,294	11,039	11,004	358,337	42.6
広島市	315,416	7,699	33,168	356,283	40.4
北九州市	353,089	12,939	11,511	377,539	44.4
福岡市	315,288	9,084	33,292	357,664	39.6
仙台市	324,316	7,194	20,560	352,070	41.6

(注) 「給料」には、給料の調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

勞 働 經 濟 指 標

第22表 労働経済指標

項目			年 月		平成30年	5月	6月	7月	8月
			4月						
賃金・労働時間(厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与(調査産業計)	全国	金額	298,466	294,500	296,802	296,444	295,546	
			前年同月比	0.2	0.8	0.8	0.8	1.1	
		宮城県	金額	272,941	269,785	271,543	269,355	269,876	
			前年同月比	1.9	3.7	2.5	2.9	3.3	
	うち所定内給与	全国	金額	272,362	269,892	271,771	271,441	270,844	
			前年同月比	0.3	0.8	0.6	0.6	1.1	
		宮城県	金額	249,259	247,742	249,698	248,036	248,267	
			前年同月比	1.6	3.3	2.3	3.2	3.4	
	総実労働時間数(調査産業計)		全国		150.8	146.5	152.5	150.8	145.9
			宮城県		153.3	149.9	155.7	153.7	149.0
うち所定外労働時間		全国		13.0	12.4	12.4	12.4	11.8	
		宮城県		13.0	12.2	12.0	12.1	11.2	
生計費(総務省家計調査)	消費支出	全国	金額	294,439	281,307	267,641	283,387	292,481	
			前年同月比	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3	
		仙台	金額	310,768	248,415	285,440	259,852	314,207	
		前年同月比	△ 3.5	△ 11.3	11.3	△ 9.7	10.2		
	仙台(勤労者世帯)	金額	325,978	254,991	252,407	274,210	338,713		
		前年同月比	△ 16.7	△ 15.6	△ 8.6	△ 0.2	1.5		
物価	消費者物価指数(総務省)	全国	前年同月比	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3	
		仙台	前年同月比	0.5	0.6	0.5	1.1	1.1	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比	2.2	2.7	2.8	3.1	3.1		
雇用・生産	常用雇用指数(調査産業計・厚生労働省)		前年同月比	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3	
	有効求人倍率(厚生労働省)			1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	
	完全失業率(総務省)			2.5	2.3	2.5	2.5	2.4	
	鉱工業生産指数(経済産業省)		前年同月比	1.9	3.5	△ 1.5	2.4	0.6	
	実質国内総生産(内閣府)		前期比	0.5			△ 0.5		

- (注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」、宮城県の前年同月比は実数、「鉱工業生産指数」のうち平成30年8月までの前年同月比は平成
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「総実労働時間数」、「所定外労働時間」及
 3 「消費支出」は二人以上世帯の数値である。
 4 「有効求人倍率」、「完全失業率」及び「実質国内総生産」は季節調整値である。

9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月
295,548 0.5	298,297 1.1	298,747 1.4	297,598 0.9	291,891 0.0	292,808 0.3	295,281 △ 0.1	299,489 0.3	294,772 0.1	297,628 0.3
269,499 2.5	271,500 2.9	272,016 4.0	269,245 2.1	271,546 1.6	268,171 1.2	268,755 △ 0.4	273,016 0.0	267,351 △ 0.9	270,120 △ 0.5
271,249 0.6	272,559 1.1	272,234 1.3	271,504 1.0	267,076 △ 0.1	267,575 0.2	269,650 △ 0.2	273,350 0.3	269,438 △ 0.1	272,409 0.3
248,112 2.2	248,507 2.7	249,361 4.2	246,214 2.1	248,584 1.7	244,202 0.5	244,308 △ 0.9	249,198 0.0	244,553 △ 1.3	248,170 △ 0.6
143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4	147.4
145.9	152.3	155.4	148.2	140.5	145.7	147.5	151.2	144.0	151.0
12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4	12.3
12.1	12.8	12.8	12.6	11.5	12.5	13.1	12.7	11.7	11.9
271,273 0.9	290,396 2.7	281,041 1.3	329,271 2.2	296,345 2.3	271,232 2.1	309,274 2.7	301,136 2.3	300,901 7.0	276,882 3.5
248,689 0.9	257,514 △ 7.8	278,128 △ 1.2	301,556 △ 7.3	280,415 △ 0.4	242,577 2.6	279,291 2.5	301,708 △ 2.9	281,333 13.3	257,002 △ 10.0
266,752 △ 0.6	265,057 △ 13.7	263,225 △ 20.0	315,757 △ 13.4	318,804 2.2	259,849 3.9	296,949 10.8	331,251 1.6	306,237 20.1	276,534 9.6
1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7	0.7
0.9	1.3	0.9	0.4	0.1	0.2	0.6	1.0	0.8	0.8
3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6	△ 0.1
0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1	0.8	1.0
1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61
2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4	2.3
△ 2.5	4.2	1.9	△ 2.0	0.7	△ 1.1	△ 4.3	△ 1.1	△ 2.1	△ 3.8
	0.4			0.5			0.3		

「常用雇用指数」及び「鉱工業生産指数」の前年同月比は平成27年基準（ただし、「所定内給与」のうち22年基準）、「実質国内総生産」の前期比は平成23年基準による。
 び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

